LAW OF JAPANESE LANDOWNERSHIP IN WASHINGTON STATE AND UNITED STATES TERRITORIES.

華州及
合衆國
支配地

日本人土地所有權

米國法學博士　中村好太郎著

LAW OF JAPANESE LANDOWNERSHIP IN WASHINGTON STATE AND UNITED STATES TERRITORIES.

壹千九百拾二年二月出版

華州及
合衆國
支配地

日本人土地所有權

著者 米國法學博士 中村好太郎

序言

生產の要素に鼎あり。資本。勞力。土地と爲す。而して前二者は後者を俟ちて始めて活用せらる。之を除きては生產の途なく。如何なる事業も終に鼎の重きを爲すこと能はず、亦政治に於て之れを見んか。合衆國の大も地形を離れては思料することを得ず。雄大なる國家の存在を何處にか索ぬるを得ん。茫々たる滄海に人の家庭を見んとも す可からず。獨り地形の存する處に國家盛衰興亡の跡は印せらるゝのみ。慕ふ青山も到處あるが爲めなり。奮鬪の生涯も。人類悠久の歷史も。此青山に書かれざる可らざるなり。

夫れ大和民族の發展は。内にのみ期す可からず、苟も外に於て發展の機會あらば、宜敷其れに乘じて遺憾なきまでに爲されざるべからず。何れの國旗の下に發展するも。社會、國家を益し。世界平和の爲めに貢献するに至つては。毫も

矛盾する所なきなり。徒らに國內に屈居して而して海外に於て排斥を受けざるの得は。海外に發展して此の難を蒙むるの失に劣るとも大ならす。大和民族の世界評は。宏く外國に個人的に識られて始めて定まるを得べし。茲に至らば。黃禍の誤解を長へに去りて。吾人が意志も實現せられ。倶に。共に。世界平和の恩惠に浴するを得ん。

此の發展を期して此地に來たる。滿腔の勇氣は固より不撓なり。而かも何れの途に據らんとするか。小成に安んずるを希ば餘事は言ふに及ばず。苟くも永遠の基礎を築かんと欲せば。誰か土着又は永住の意志を起さゞる可けんや。五年十年を夢の如くに過し。後日亦た耐久の策を採らざりしを悔ゆるの愚を演ぜざるに若かず。此時に方りて。持久の策を講ずるに必要なる用具は土地より外にあらざるべしと思ふ。而して之れが所有の途を考究する亦た故なき業にあらざるべし。

同胞が此地に足跡を印せしは。明治の初年なりと聞く。爾來數十年間の久しきに及ぶ。其間同胞の此處に來住するもの幾萬人なるかを知らず。其中には志を得たる者もあらん。然れども之れを多數同胞の來住者に比すれば。實に曉天に星を數ふるが如し。抑も何れに基因するや。同胞の盛衰興亡史を看よ。人の新陳代謝すると共に跡には何の影も留めざるにあらずや。夫れ寒村行も啻ならずして實に朝笑暮凋の感なき能はず。人は去れども事蹟は尚ほ依然として其人の意志を表顯しつゝあるが如き觀何處にかある。之れ同胞が持久的の根據無かりしが故なり。換言すれば。不動産所有に意を注がざりしが爲めなり。

華州に於ける日本人が土地所有權は參差たり。集拾せざるべからず。法規。法典を隈なく跋踄するも。或は此片々たる利權を發見することを得ざる事もあるべし。世論に日本人が土地所有權は。有るが如く又無きが如く言はるゝも之れが爲めなり。亦た人ありて問はるゝも一般の原則を以て答ふる事能はざるも之

れが爲めなり。今時之れを集拾して利權の存否を明かにし以て其れを同胞に示すは急務の事に屬せざる乎。發展の方面は切々講究せられ。時代の趨勢と共に生活狀態も變更せられざるべからざるは今日なり。而して此際最も有益なる事項を獨り觸れずに措く能はざるなり。

英法の特色は理論にあらず。具体的に慣例に依るにあり。故に只其全般を詳細に識るの難さにあり。豈に著者が之れを識ると云はんや。唯其參差たる利權を無用のものとして顧みられざるを惜しみ。亦た集拾せざれば何れの日にか用に供せられざるを思ひ。不識を顧みず。筆を執る事とはせり。

西暦一千九百十一年

六月下旬　　於北米沙市

著者識

凡例

英法は理論にあらず。法規判例の集合せる有機体なり。苟も法律を語らんと欲せば。是非共之れに依てせざるべからず。故に憑據を要すべきものは。法規。判例。法律書に索たり、而して書中に其引證を擧げ置けり。又た事件の嶄新にして之が見解に憑據を得ること能はざるものは。著者不肖ながら自己の見解を附せり。依て以て幾何かの光明を其嶄新なる点に對して與へんと力めたり。

書中に外國人とある場合には。必ず日本人に適用せらるべきものと解釋せらるべし。

本書は專門家の參考に資せんよりは。寧ろ普く在留同胞に讀まれ。利權の在る所を識りて之を使用せらるゝを希望したるを以て。萬事平易を主として說述せり。諒察を得ば幸なり。

華州日本人土地所有權目次

總論

第一章

第二章

第六章

第七章

總論

英法に於ける外國人は。英國版圖外に出生したる者にして。臣民の義務を負はざるものを云ふ。故に英國内に外國人が居住するは許可の意味を含む。而して彼等は土地を所有するの權利なし。之を英國の臣民が外國人に讓渡するは何等違法にあらず。又外國人が之を所有するも。個人より其の所有權を侵害せらるることなし。唯國家の之を沒收せんとするときには。何等抵抗の權利なし。之れ封建制度の遺法にして。土地は率土の濱まで。主權者の所有たり。臣民は之を賜給せられて生活す。前者は後者に保護を與へ。後者は前者に忠誠を盡し且つ外敵を防ぐの義務を負ふ。故に苟も邦家の土壤を所有する者は。其臣民たらざる可からず。土地の所有と。臣民たる資格は。相關聯して離る可からざるなり。臣民の義務を負はざる外國人が土地を所有し得るの理なきなり。之を以て外國人は遺産承繼の血を有せずとせられたり。外國人が土地を所有しつゝ死去

せる時に。其子は英國内に出生し。英國人なるも。父が外國人なるを以て。其子に遺すべきものを有せざりしなりと。(Statute 11 and 12 Wm. III c. 6) に於て外國人の遺産を。英國人が承繼するを甫めて許されたり。

合衆國の土地法律は。全國到る處。ルイジアナ州を除くの外は。英法を基礎となす。別に成文法を以て此原則を變更せられざる限りは。依然行はるべきものとす。若し外國人の土地所有に就き前に規定する所なくんば。外國人は所有權なしと斷定して可なり。合衆國の各州の法律は。此原則に多少の變更を間々加へたるを見る。

華州に於ても。此原則に除外例を設けて。餘程變更せられたり。而して原則適用の範圍と。除外則の夫れと。相反するを以て。廣義と狹義との解釋により。兩者の範圍に於て衝突あるは免かれざる所以なりとす。法律の條文を以てするも。未だ其範圍の明瞭たるものとは云ひ難し。事件の發生に隨ひ決せられたる

判例が最後に條文の範圍を確定す。原則は既定なり。今日之を解釋せらるゝの必要なし。左れど除外則は新法なり。之が解釋を要するは勿論にして。判例を以て之が解釋の確立せざる間は。之より生ずる利權の存在も亦疑はれざるを得ず。幸に華州に於ては。之に關し判例を有するを以て。當今にては殆んど之れが解釋を得たり。之を以て日本人が外國人としての土地所有權も漸く判明ならんとす。惟ふに華州の土地法律は。同州が過去に於て制定したるものより見るときは。退步の狀あるも。一般の原則より見るときは。進步的なり。此原則に除外例を設くるは。時勢の變遷に從ひ。時宜に適せんが爲めなり。數世紀以前に於て。確定せられたる原則を。此大陸に持ち來り。當時より複雜せる社會に對して。適用するも便宜を欠ぐ所なくんばあらず。除外則の出生は亦止むを得ざるなり。原則は急激の變化を防ぐものとして存留せられ。除外則は新狀態に適合せんがために設けられたるなり。當州最高法院が常に寬容なる態度を以て

此除外則を解釋せらるゝも。可成之を活用せんが爲めなるべし。仍て外國人の土地所有權の大意も。玆に存せざるを得ず。

第壹章

州內の土地に關する法律制定權

一。州の法律制定權

未だワシントン州が合衆國合邦中の一員たらずして。只にワシントンテルトリイ即ち合衆國の一領土として取扱はれ。中央政府の直轄の下にありし時代には其テルトリイは自治制を許され。代議制度を採用しつゝありしと雖も。其行動範圍の上に多大の制限を加へられたりき。知事は中央政府の任命を俟ち。四ケ年間を一期として在職し。法律はテルトリイ議會を通過し。知事の署名したる後再び中央議會の協賛を經るを要して。(1881 code of Washington, chapter 1.

section 1850) 最終の法律制定權は中央政府が掌握する所たり。隨つてテルトリイ政府は。其範圍內の土地に對して。任意の儘に法律を制定するの權利を有せざりしなり。

今を去ること二十二ヶ年前。即ち一千八百八拾九年に。合衆國議會の認許によりテルトリイより。ワシントン州と變更せられ。合衆國合邦中の一員となるに及べり。而して中央政府の直轄を離れ。州宗權を獲得し。合衆國の憲法に抵觸せざる限りは。萬事に亘りて。州內一切の事に關し。法律制定權の權能を具備するに至れり。因て州內所在の土地に就きて。享有。讓渡。其他夫等に關する法律の一切は。擧げて州の制定する所となれり。之れと同時にテルトリイ政府時代の法律にして。州宗權確立の後に採用せられしものは。州が宗權の範圍內に於て制定せしものと同一の効力を有することを認容せり。

中央議會の認許により。合邦中に入員したる州は。州と認めらるゝ時に於て。

始めて州宗權の確立したるものにして。換言すれば。中央政府より宗權を附與せられたるものなり。然れども一度州と認められたる後は。合衆國が獨立當時の十三州と何等異なる所なし。此十三州の代表者に依りて合衆國憲法は制定せられたるを以て。州宗權を悉く擧げて合衆國に讓與するを得ず。十三州は之れ皆獨立の殖民州なり。合邦の條件として各州は其宗權の或部分を合邦たる合衆國に憲法に依りて讓與したるまでなりき。故に合衆國憲法改正第壹條に『此憲法に依り合衆國に寄托せられざる。又は憲法に依り。各州に禁止せられざる權能は。各州又は人民に保留せらるゝものとす』と。源始の十三州は各自の宗權の幾部を割讓するに依り。其與へたるものと。保留せるものとの分を區別し。而して其の支配權を各自に專有し且つ分立して。相互に侵境を防ぐは固より然る可きなり。後より合衆國の一領土が議會の認許により。州宗權を附與せられ一州となるに及んでも。源始の十三州と同じく宗權保留權を有せり。土地に關

する法律制定權も。其保留權の一たざらるを得ず。ワシントン州は此の權能に依り。土地法律を制定し終り。中央政府は毫も容喙するを許されずして。州宗權の發動する所絶体的なり。

土地の所在は州なり。宗權の普及する所なり。之等に對する法律制定權は。州宗權運用の一端にして。中央政府が軍事其他のために。使用する土地と雖も。州内にありては。州政府の承諾を經ざるべからず。合衆國憲法第一條第八項第十七節に曰く。『州の讓與及び議會の許諾を經て、合衆國政府の所有地となるべき土地（十平方哩以内）に。何時たりとも特獨の立法權を使行す。而して砲臺。火藥庫。造兵局。軍港。及び他の必要なる建物を建築のために要する土地は。州議會の承諾を經て買收し。前と同一の權能を使行す。』と。合衆國憲法も。州内の土地に對しては。嚴格なる制限を受けつゝあるを知る可し。

二。合衆國の法律制定權

合衆國はワシントン州內に於て土地を所有す。一は官用地にして。軍港。要塞。或は其他の目的のために使用せらる。而して合衆國政府は州の許諾を經て。之れを使用し且つ立法權を使行す。他は官有地にして。合衆國政府が之れをテルトリイ時代より。所有し來たりたるものなり。此土地は使用の目的のために所持せらるゝにあらずして。單に賣却のために所有せられ。夫等賣却方法のために法律を制定し。特に立法權を有するにあらずして。警察權は州の承諾あらざる以上は。合衆國は之を運用することを得ざる可し。

合衆國は先に廣大なる土地を。種々なる目的の下に。州及び私法人(鐵道會社)に給與したりき。而して其の所有權は合衆國より永遠に離れたりと雖も。尙ほ茲に一の例外あり。其は斯の如き給與地に埋もれる金石類の堆積物にして。合衆國は土地を給與したるも。此の堆積物は給與中に含まれず。之れが所有權は別に法律を以つて。自己の掌中に保留し据けり。(Section 2318 & 2346 U. S.

Compiled Statute 1910) 依つて若し斯くの如き鑛物が夫等の土地に於て。發見せらるゝときは。之れが索取權は合衆國政府より享有せざるべからず。合衆國は此の權利を定め。又附與する手續に關する法律を制定す。然れども合衆國政府が測量を終りたる後に其土地に金鑛を發見せらるゝときは。州に於ては州に屬するものゝ如し。而して私法人の分は未だ判明せず。

以上二個の法律は其源泉を異にし。施行に於て其所轄を異にす。土地所有權も之等に顯はるゝ所同一ならず。彼此に得あり。失あり。亦た免れざる所なり。外國人の土地所有權も亦然りとす。莫遮。州内の土地に對して。外國人即ち日本人の土地所有權を識らんとする時。會々州内の土地は二個異樣の法律の支配を受け。土地所有權も兩者が異なるだけ夫れだけに異体の狀を呈するの塲合に逢遇し。之等を個々に處理するの止むなきに至りぬ。

第貳章

州法律の支配を受くべき土地

一、州政府の所有地

(1)　土地の種類及び其處分法

州は便宜上法律を以て、自己所有の土地を四種に區別せり。給與地 (Granted Lands)、潮濕地 (Tide Lands)、航行し得べき湖及河の沿岸地 (Shore Lands)、海港地 (Harbour Line) となす。此土地は州が單に一個の財產として所持し、敎育奬勵費の財源と爲し、又は其他の目的のために賣却するものなり。故に時宜に從ひ、必要と認むるときは、民有に歸せしむ。而して四種の土地は四個の局の下に管理せられ、夫等の處分方法は法律の定むる所に據る。

次は如上の土地を處置する個條にして、詮じ來れば吾人の利害に關するところ

亦た尠少なりとせず。茲に煩を思はず載することゝせり。曰く。
何人たりとも又は何法人たりとも。州廳地を除くの外は。州所有地の估價及賣却に對して。土地局へ願書を呈出すべし云々。(Section 6661 R. & B. C.)。
公賣とし。最高入札者に賣渡す云々。(Section 6672 R & B. C.)。
敎育奬勵地賣却の確定—欺謀又は共謀により。州の利益を害せらるゝが如きことを認めざるとき。(Section 6674 R. & B. C.)。
敎育奬勵地—何人たりとも希望の者は。此州の土地局へ願書を差出すべし。
最高入札者に六ケ年間貸渡す云々。(Section 6681 R. & B. C.)。
州廳地は公賣と爲す云々。(Section 6700 R. & B. C.)。
一千八百九十四年八月十八日に中央議會より。ケレイ法案の下に。州に給與されたる一百万英加の乾燥地の開墾—溝渠。水道。又は其他航通工事を工作したるもの。又は起工を希望するもの。又は此章の規定に依り。其土地を開

墾せんことを希望するものは。何人たりとも。何組合にても。何會社にても開墾地撰擇のため。土地局に願書を呈出すべし云々(Section 6708 R. & B. C.)。

給與地の開墾―前と殆んど同じ (Section 6764 R. B. C.)。

潮濕地に接近せる土地の所有主は。之れを買收若くは借地と爲す先有權を有す (Section 6772 & 6773 R. & B. C.)。

海港地面に繋船所。碇泊所。又其他の建物を持續し。又は建築する爲めに。海港地を年限を以て貸す (Section 6774 R. & B. C.)。

材木運搬の目的に。何人にも。何法人にも。海港地面を年限を以つて貸す (Section 6776 R. & B. C.)。

合衆國の市民にして。鑛石類を發見するものは。索鑛のため八十英加の土地を。年限を以て貸す (Section 6783 R. & B. C.)。

石腦油鑛及び天然瓦斯地を。合衆國市民に期間を以て貸す (Section 6792 R.

& B. C.)。

合衆國の市民にして。ワシントン州の市民にして。此州の現住者には。牡蠣地を享有せしむ (Section 6808 R. & B. C.)。

深水牡蠣飼殖のため。土地を期間を以て貸す (Section 6811 R. & B. C.)。市民權の要求なし。

チェフハアソン郡の牡蠣地の保存せられたる分は。何人に限らず請願に依り公賣を以て最高入札者に賣渡す (Section 6820 R. & B. C.)。

(2) 此等處分法及運用の結果

州所有地を民有に歸するに當り。其享有主に就き。何等市民權資格の要求なし。左れば外國人と雖も。正規の手續を履むときは。被讓者又は買主の候補者となるを得べき乎。或は州憲第三十三條第二項に於て。外國人は土地所有權なきものと認められ。其候補者たることを拒絶さるべき乎。憲法には外國人の土地所

有を禁ずれども。所有主が外國人に土地を讓渡することを禁ぜず。個人の間にありては外國人に土地を賣渡すも違憲にあらず。亦其契約を結ぶも違法にあらず。制限は唯外國人たる土地所有主の上に加へられたるのみなり。左れば此法則に據り。州も土地を外國人に讓渡し得べき乎。憲法は外國人に土地所有を禁ずと雖も。州の土地賣捌權を拘束せず。法律に依り何人にも賣渡す權力あり。假令買受けたる翌日。外國人は土地所有權なしとして。州より沒收訴訟を提起せらるゝも。州の關する所にあらずして。州の財產賣捌權と沒收權とは別箇のものなり。賣捌權は財產の所有に起り。沒收權は外國人が土地を所有するに始まる。

若しも外國人が被讓者。又は其候補者たることを拒絕されたる場合には。州に向つて損害を要求し得べき乎。判決例に依るときは。公吏が公務を果たすため爲したる行爲に對しては。州より損害を回復することを得ずと (27 Wash. 288)。

故に此場合には。其外國人は何等得る所なかるべし。然し州をして。其外國人の要求を履行せしむることを得べき乎。當州にては。人民が州に對して訴訟を提起することを。州憲を以て許さる(Article 2, Section 26, State Constitution)及び別に法律を以つて規定せり(Section 5608, 5612 B. C.)。此の規定中にある(Claim)なる語は(Cause of Action)訟事と解釋せらるべきものとなし。金錢上の要求より以外の事件も含蓄するものなりと(18 Wash. 73)。此判決例に依るときは。此件も裁判所に提起するを得べき理なり。如何なる結果を得可き乎。此点に關して未だ判決例を見ず。隨て即斷し難きも。之に類似の判決例を以てするときは。個人は個人に對しては。土地所有權は假令外國人が所持するも。何等市民が所持するところの其れと異なることなし。唯個人對州の場合には市民權を具備するを要すと。外國人は州に對しては。土地を所有する權利なきのみならず。所有權を要求する權利もなきなり。故に外國人が金鑛發見者より。其

金鑛索取權を買受け。合衆國政府に其所有權公認證（Patent）を得んとして出願したるも。合衆國政府は。市民權なきものは所有權を要求するの權利なしと爲し拒絶せり。合衆國最高法院は同政府の論旨を肯定せり（125 U. S. 505）。茲に擬したる個人對州事件は。後日發生するや否や。知るを得ざれども後に說く所の個人所有地に關聯する所あるを以て。冒頭此点を明かにせり。土地所有權は全部完成なるを要す。左れど碎片として存すること多し。而して此碎片は完全なる所有權を。確立するの基となることを忘る可からず。

(3)　鑛石地處分法

前記有價鑛石。石腦油及天び然瓦斯地に關する規定には。發見者（finder or locator）は合衆國市民に限らる。（賃借地となす点に就きては後に說く所あるべし）市民權なき外國人は。發見者たるの權利なきが如し。州憲第二條第三十三項に外國人の土地所有權を禁止し。其外に外國人に直接になしたる土地讓渡及

び外國人の爲めになしたる信托讓渡を無効とせり。而して更に規定して曰く。但し此項の規定は鑛物の有價堆積物。金屬。鐵。石炭。煉土の含蓄する土地及び上記のものを開發するに。又は上記のものより生産する物を。製造に使用する機械塲所及び製造所に必要なる土地には適用せず云々。と。

此の項の規定とは外國人土地所有禁止と。外國人に直接間接になしたる土地讓渡を無効と爲す。との規定を意味したるものにして。此但書に於て外國人は鑛石地及び鑛山事業に必要なる土地に所有權あり。其發見者を單に市民に限るは州憲抵觸なり。發見者は索取權（claim）を有する人なり。未だ所有權はあらずと雖も占有權を有するの人なり。鑛石地を所有する權利あるものが之等の權利を有せざるの理あらんや。外國人即ち日本人は。當州に於て金鑛なりとも。石油鑛なりとも發見し。且つ之れを占有し得ざるの理由なし。

(4)　賃借地と條約

前記州所有地を賃貸となすの規定あり。或る者は年限を定めたり。又或る者は市民權を要求せり。外國人が一市民より土地を賃借するに於ては。何等州法の禁ずる所なし。依つて自由たるべきも。若し州より賃借せんとする場合に市民權を要求せられ。借地主となるは。市民權が前條件なりと拒絶せらるべき乎。前記規定市民權要求の場合には。必ず之を具備せざるべからざるは明にして法律の命ずる所なり。玆に於て他の外國人はいざ知らず。日本人は如何。何等云々するの權利なき乎。日米現行條約第二條に曰く。

又必要なる家屋。製造業。倉庫。店舖及び附屬構造物を所有し又は之を借受け又は所有し且つ住所及商業のために土地を借受くることを得。

但し内國臣民或は人民と同樣其國の法律規則を遵守するを要す。

亦新條約第一條に。

兩締盟國の一方の臣民又は人民は他の一方の版圖内に到り旅行し又は居住し

卸賣又は小賣商業に從事し家屋製造所倉庫及び店舗の所有又は賃借して之れを使用し自ら撰擇せる代理人を雇使し商業及び商業の目的のために土地を賃借し其他一般の商業に關帶し又は必要なる一切の行爲をなすことに就き其國の法令に遵由するに於ては內國臣民又は人民と同一の條件に依り之れが自由を享有すべし。と。

此條約文によれば。日本人は合衆國版圖內到る處に賃借地をなすを得可く。貸地主が一市民たるも。州たるも何等差異あることなし。當州に於ては鑛石地を州より賃借する場合には市民權を要すと規定せり。或は他の州所有地の給與地。海港地。等も。市民權を賃借主に要求せざると雖も。外國人は州より賃借するの權利なしと解釋せらるやも知るべからず。然し何れにしても州所有地を賃借するに就き市民權要求は日米條約に違反なり。條約は國土の最高法律なり。州法にして條約に抵觸するものは。其條約の存在せる限りは中止す。州法廷は之

を遵守するを要す。此点に關する判决例は合衆國及び各州に夥多なり。當州に於ても此点に就き旣に判决したることあり（58 Wash. 339）。條約に依り諸威國の人民は。州内市民より以上の遺産繼承税を徵收せらるゝことなしと。日本人は當州に於て。居住又は商業目的のために土地を借入れることを得て。鑛石地も借入れ得べく。其他の土地も居住又は商業の目的のためには自由たるを知るべし。英文條約には商業の二字を Commercial 又は Taade と記されたり。故に商業とは商事一般を含むものにして。土地を借りて農産物を作るも。海港地を借りて碇泊所を造り税金を徵收するも商業たらざるはなし。日本人の權利が玆に獲得せられあるを知る可し。

二。公法人（市郡等）所有地

公法人は州の認可を經て存在し。土地を所有するの權利を附與せらる。市は目的以外には。土地は贈與を除くの外は所有し得ざるべしと雖も。郡に至りては。

多大の土地を州より附與せられ。種々の財源として州が爲すが如く賣却することあり。然し何れにしても。其結果州の所有地と異なる所なし。市有地は目的が廢止したるときは。其土地は前所有主に歸するが常なり。公園。街道等の類なり。郡有も市有も共に共有なり。之れに關しては州有地に於て既に說きたるを以て玆に畧す。

三。個人所有地

華盛頓テリトリイには初めは成文法を以て外國人の土地所有を。規定したることなし。仍而英國の普通法は行はれ居りしと思惟す。左れば外國人は土地所有權なかりしなり。

一千八百八拾一年に始めて外國人の土地所有に關する成文法顯はれたり。當時は未だテリトリイ時代にして人口稀薄なりしためなるか。其法律は外國人一切に土地所有を許せり。其後越えて一千八百八拾六年に。テリトリイ議會は外國

人にして合衆國市民となり得ざるものを除くの外は悉く土地所有を許せり、而して一千八百八拾九年。州憲法制定により外國人の土地所有權を其中に規定せり、當時。州憲制定者は。外國人の土地所有權に就き、餘程配慮せし所ありしと見え。之れが規定を爲し置けり。

州權第二條第三十三項に曰く。

善意を以て合衆國市民となるの意志を宣言したる外國人より以外の外國人は此州内に於て土地の所有を禁止す。

但し遺產繼承。抵當又は債權徵收のとき善意を以て法律の規行により享有したる土地所有は除外す

今後外國人に直接に爲したる讓渡又は外國人のために爲したる信托讓渡は無効とす、

但し此項の規定は、鑛物の有價堆積物、金屬、鐵、石炭、煉土を含蓄する土

地。及び上記のものを開發するに。又は上記のものより生産する物を。製造に使用する機械場所。及び製造所に必要なる土地に適用せず。

次に法人に關する規定あり。左れど私法人土地所有を說述するまで略し置かん。

(A) 不能規定

(1) 『意志を宣言したる外國人』

此項の規定第一に外國人の土地所有を禁止せり。而して外國人にても合衆國市民となるの意志を宣言せしものには。土地所有權を與へたり。然し凡ての外國人は其意志を宣言し得べき乎。宣言は歸化法によれば。市民たる特權を授けらるゝ迄少なくとも二ヶ年年前に爲さゞる可からず。支那人は一千八百八十二年の歸化法に依り歸化することを禁ぜられたり、歸化不可能たるものが。市民となるの意志を宣言するは法律上不可能なり。宣言行爲をなすの資格なきなり。宣言行爲の作爲又は不作爲は。此資格を有せざる支那人の問ふ所にあらずして。

茲に何等の關係なし。左れば日本人は如何。歸化法に日本人は歸化權なしと明記されず。唯歸化法を解釋して。日本人は歸化權なしとの判決例を得たるのみ。判決例も法律の一部たる以上は。成文法に等しく効力を有するは勿論なれども。果して一千八百八十九年即ち此憲法制定當時に。其制定者の念頭に日本人も歸化權なしと歸化法に解釋を與へつゝありし乎。後日果敢なくも。日本人も歸化權なしとの判決例出で來りて。成文法を以て歸化を禁止されたる支那人と同一視せらるゝに至れり。而して此規定は。會々日本人の土地所有を防壓するの具となり畢んぬ。現今日本人が此規定に依り。土地所有權なしと決定せられ居るも之が故なり。日本人が度々歸化せんとして果さゞりしは千歳の遺憾なり。

(2)　『直接讓渡』

尙ほ此項中に禁止的事項の規定は。外國人になしたる直接の土地讓渡及び信託讓渡なりとす。凡そ直接に爲し得ざることを間接に行ふは法律に悖るものにし

て。如何なる手段を用ゆるも外國人になしたる土地讓渡は。直接になしたる夫れと同一なり。法律上は永代讓渡にあらずして。借地契約たりとも。其結果に至つて。前者と何等異なる所なきときは其れと同一なりと看做さゞるを得ず。故に九十九ヶ年間又は四十五ヶ年間の借地契約は餘り長期にして。其結果たるや永代讓渡と何等異なる所なしと。若し九十九ヶ年間を是認するなれば。何故に九百九十九年間の借地契約は不可なる乎。如斯にして此規定は無用たらしむることを得べきなりと。依て當州にては斯の如き借地契約は。此の規定の目的に反くものなりと爲し。州政府より訴訟を提出され無効とされたり(18 Wash. 664; 19 Wash. 85)。

(a) 長期賃借券と條約

若し此事件にして借地主が日本人なりせば如何なる結果を來たすべき乎。曾て述べたるが如く。現行日米條約及び新條約を見よ。共に日本人は合衆國の版圖

內に於て居住及び商業目的のため土地を賃借することを得るにあらずや。條約に依りて日本人は土地を賃借するの權利あり。若しも此件に於て合衆國市民が借地主たるときは。何等問題の起る必要あらざるなり。唯々借地主が外國人なるが故に其結果永代讓渡と同一なるを以て。無効としたるのみ。條約には日本人が法律。規則を遵守するに於ては。內國人と同樣に自由を享有するを得べしと。日本人が借地主として法規を遵守する以上は。何故に內國人と同一に借地契約をなし得ざるの理由ある乎。內國人は壹千ヶ年の賃借地契約をも爲し得べし。而して何等此項の規定に背く所なかるべし。日本人が內國人と同樣に借地權を有せざるの理なし。若しなしとせば。條約に依つて保障せられたる權利を無視するものなり。條約は國土の最高法律なり。州法律何かあらん。州憲何かあらん。州法は條約に服從せざる可からず。又條約のある間は法廷は之れに依て拘束せられざるべからず。因て日本人にも華州に居る合衆國市民と。借地契

約に對しては。同等の特權及び權利を與へざるを得ず。條約と州法との衝突に關したる判決例は數多あるを以て玆に略し。後に述べん。

若し新條約に規定する如く。一方の締盟國は六ヶ月以前に何時たりとも條約の廢棄を通知することを得べしと。故に條約の施行中止と共に之を以て保障されたる又は享有したる權利は。消滅するものと思惟せんかなれども。條約に依りて得たる既得權は。條約の滿期或は廢棄によりて消滅するものにあらず。佛蘭西人は。一千八百年に。合衆國と佛蘭西國との條約に依り。佛蘭西國の臣民は合衆國內に於て土地の遺產を承繼し得るの權利を有したりき。一佛國人が合衆國メリイランド州に於て一千七百七十九年に土地遺產を承繼せり。而して其州の法律は外國人の遺產承繼を許せり。然しながら若し州に居住し歸化せざるときは。十ヶ年內に其土地を轉讓するを要せり。此佛人は此條件を履行せずして一千八百年の條約の第七條を喚起せり。此條約には一方の國の法律が。不動產

に就きて財産權を使行するに當り。外國人を拘束するときは。其土地を賣拂ふことを得と。州は此佛蘭西人が州法の條件を履行せず。且つ條約は既に滿期となりて効力なきものたれば。佛人の土地所有權は無効力となし沒收せんとせり。之に米國の最高法院は判決を下して曰く。假令條約は滿期となりしと雖も。條約を以て一度獲たる賣拂權は繼續すと。之れ法院長マアシャル判事の意見なり。又其一部に曰く。

條約の滿期一日前に相續に依り土地を享有せる佛蘭西國の臣民は條約の確定の翌日に土地を得たるものと等しき權利を條約に依りて得たりと。

(2 wheat 259, 277; Moore's Interna'l Digest, Vol. V 386)。

條約が交戰に依り自然に消滅するかは條約の性質に依る。然しながら開戰のため條約によつて得たる既得權は奪ひ去らるものにあらずと (8 wheat 464; 10 wheat 182; Moore's Interna'l Digest, Vol. II 337)。

一千八百八十八年に。中央議會は法律を以て。一千八百八十二年五月六日及び一千八百八十四年七月五日の中央議會の法律の下に支那人勞働者に出したる再入國承認證は無効とせり。玆に於て合衆國と淸國との間に締結せる一千八百八拾年十一月十七日の條約の第二條を喚起するに至れり。此時合衆國最高法院の判決に曰く。

條約の廢棄又は其滿期が破壞又は損じ得ざる程に確定したる利益及權利は。賣渡。交附。又は他の處分の出來能ふ財產に聯結したるものにして。性質上交附し能はざるもの又は個人權の如きものにあらず。と(130 U. S. 581, 609; 112 U. S. 580, 598)。

以上の例を見るときは條約によりて得たる權利。特に財產權は現行條約の廢棄によつて變更せられざるを知る。若しも個人權の如き財產と聯結せざるものは旣得權となし得べからざるも。借地權は個人權にあらず。不動產に關する動產

權なり。賣渡し又は交附すること他の財産と異なることなし。借地權の既得となりしものは條約の變更又は改正のために消滅せられざるなり。

商業の二字は嘗て述し如く英文條約の commercial 又は trade にして。日常生活の事項に於て之に含まれざるものなし。現行日米條約締結より既に拾有餘年の久しきに及ぶ。其間未だ此條約に依りて得たる借地權を充分に使用したるもののあるを聞かず。拾ヶ年若くは拾五ヶ年間の借地契約を爲したるものはある可し。四拾ヶ年乃至五拾ヶ年間のそれを爲したるものを耳にせず。日頃營利に汲々たる日本人。居住のため又は商業の目的のために。何故に此利權を充分なる程度までに利用せざりし乎。一度思を茲に寄せ徐ろに條約を讀み來たれば此利權の存する所明白なりしならんに。折角得たる利權も使用せざれば無用の長物のみ。日常に土地所有權なきを謳くも何等茲に及ばざりしは不思議の感に堪へず。左まで日本人は利慾に冷淡なる乎。此利權一つにしても日本人は合衆國到

る處に土地所有權を有すると同一の結果を得べきを。已矣哉。合衆國が各國と結べる條約を見よ。皆之れに借地權を規定しつゝあるか。外國人は米國到る處に於て借地契約を爲し得べきにより。條約に規定するの要なしと云はんも。華州の如き判決例を有する州に於ては。條約に此條項を止め置くは最も必要なり。

(b) 市民たる讓渡主

合衆國市民たる土地讓渡主が。土地を外國人たる被讓主に讓渡したる後に。其外國人は市民權なきを以て土地所有權なし。因て證書を以て讓渡したるも其所有權は外國人に移らず。如何となれば其讓渡は無効力なり。在るも無きも同一なり。讓渡の存在を認めず。故に所有權は讓渡主にありと主張する場合には如何。其の外國人は何等防禦の途なきや。

英法の原則に依るときは外國人は土地所有權なし。然れども廢滅となし得べき土地所有權を有す。彼が所有權を奪ふ者は宗權より外にあらず。州に於ては州

宗權より外にあらず。假令賣主と雖も一度讓渡したる後は。其買主たる外國人の手より再び取戻すことを得ず。所有權は賣主より外國人たる買主に移りて。兩者間には其外國人の所有權は他の市民の夫れと毫も異なる所なし。依て此場合市民たる讓渡主は外國人の所有權を奪ふことを得ざるなり。其讓渡主は被讓者たる外國人の所有權を云々する地位に居らざるなり。故に華州に於ては外國人が市民より土地を買受け。所有しつゝある間に死去せり。而して賣主は其土地が高價となりしを以て取戻さんとせしも果さゞりき（45 Wash. 327）。

(c)　外國人たる被讓主

此場合に外國人たる買主又は被讓主は市民たる讓渡主に對して。讓渡を無効なりとし。法律上何等の結果を來たさゞりしを以て。其代金を拂戻されんことを要求し得べき乎。之に就きては未だ判決例を見ざれども。讓渡主の要求に關する場合の判決例より見るときは。外國人たる原告は理由なきが如し。被告は代

金に對する土地は原告に讓渡し畢はれり。而して被告は最早原告より土地を取戻し得ざる地位に居れり。即ち被告は原告に對して此讓渡を無効と爲し得ざるなり。原告は被告のため廢滅とせられざる土地所有權を得たり。若し州より見るときは被告の所有權は不完全なるものならんも。個人間に於ては完全無缺なり。原告は代金に對する土地に。法律上州を除くの外は。確乎たる土地所有權を得たり。故に代金取戻しの要求は理由なきなり。原告は被告の地位と同樣に讓渡を無効となすを得ざるものとす。

(d) 第三者對外國人被讓主

市民が外國人に土地を讓渡したる後に。之を其の市民が再び第三者たる市民に讓渡したる場合に。其第三者たる市民は。外國人に對して。外國人になされたる讓渡は無効なりといふを得べき乎。土地所有主たる市民は外國人たる讓渡主に對しては讓渡の無効を云々するの權利なし。第三者は外國人の讓受に後れて

讓渡を受けたるもの。若しも外國人が何等の所有權をも所持せざるものなれば第三者は其の所有權を得たるなるべし。然しながら外國人の所有權は其讓渡主によつて廢滅とせらるべきものにあらず。左れば讓渡主對外國人に於ては外國人の所有權は確乎たるものなり。所有權は讓渡主より外國人に既に移りしものにして。讓渡主は最早其外に讓渡すべきものを有せざるなり。仍で第三者は何ものをも讓渡によりて得ざりしなり。而して外國人が不動產に所有權を有することを得ざるや否やは第三者たる私人の問ふべき所にあらざるなり（16 Wash. 373)。

(e)　讓渡の契約

市民たる土地所有主が外國人に土地を賣渡す契約を結び之に違約したるときは如何。其外國人は損害又は契約の履行を强行し得べき乎。損害は原告の權利を侵害したるときに於て成立するものなれば。玆に原告が要求するところの損害

は契約の不履行に基因す。而して履行の結果原告の得る所のものは無効力なる所有權なり。（州より見るときは）原告は之を得るの權利なきなり。無き權利を侵害せらるゝことなし。仍て何等の損害をも原告に生ぜざるべし。又は一方より論ずるときは履行の結果が無効力なりや否やは。被告の問ふ所にあらずして。獨り州が干係すべきものなりと。原告は被告に對しては効力ある所有權を得べきなり。然れども被告の違約に依り之れを得能はざりしを以て損害を受けたりと。土地讓渡は兩當事者間に有効なるものなれば。讓渡に關する判決例に依るときは後者の主張は正當なるが如し。未だ此点に就きて判決例あらざれば。何れが法なるや知り難し。

衡平法により履行を强行する場合には如何。此場合には履行の後外國人が土地を所有し居ることを得ざる故。之れを援助せざるべしと（57 Wash. 280）。若し土地を換へて。外國人が違約して。市民たる讓渡主が前記の如く要求するときは

如何。損害及び履行の要求も共に前記の如き結果を來たすべしと思惟す。

(f)　外國人たる讓渡主

外國人が土地を所有し居り。之を市民に賣渡す場合。市民は外國人たる讓渡主が所有權を土地に有せざると爲し。而して自己に完全なる所有權を移す能はずと主張し。其讓渡を拒むときは如何。外國人の土地所有權は唯州に對して廢滅とさるべきのみにして。個人に對しては完全なる土地所有權を有するものなり。一度外國人の手より市民に土地を讓渡するときは。所有權は市民に移りて忽ち絕体に完全なるものとなる。假令州と雖も外國人よりの讓渡なるの故を以て其土地を沒收し得ざるなり(46 Wash. 104)。仍て市民たる被讓主は。外國人たる讓渡主の所有權が州に對して無効力なるの故を以て其讓渡を拒むことを得ず。外國人は此の場合代金を回復し得べく又は讓渡の履行を要求することを得べし(16 Wash. 165)。

(g) 轉讓及び死去

州は如何なる程度まで沒收權を及ぼすことを得るや。外國人が市民に轉讓したるときも此權力を使用することを得るや。州は何時たりとも外國人の所有地を沒收するの權利あり。左れど外國人が一たび其土地を市民に賣渡したるときは最早州の權力の及ぶところにあらず。所有權は外國人にありては州のために無効力とせられ可きも。市民に移りては全世界に對して完全なる所有權と爲り畢れり (46 Wash. 104)。

外國人が土地を所有しながら死去せし場合には。其所有權は外國人が死するや否や直に其遺產承繼者に相當するものに移權するなり。此に至りては州も何等の術なし。若し其遺產承繼者が外國人たりと雖も憲法を以て遺產を所有することを許されたる故。所有權は遺產承繼者に移りて完全無缺のものとなり。州も亦た沒收し得ざるなり (45 Wash. 327)。

法律に依り外國人に爲したる土地讓渡は無効なり。然れども之れ法廷の解釋を要する所にして。判決例によれば讓渡主及び第三者に對しては外國人の所有權は完全なる効力あり。唯州に對して其權利なきのみなりと。若し州よりして沒收せらるゝときは詮なし。左れば個人間の土地讓渡は無効力にあらず。反て完全なる効力あること市民間に於て爲したる夫れと何等異なることなし。故に斯の如き讓渡は全然違法と呼ぶ可きものにあらず。亦た無効といふ可き性質のものにあらず。唯だ州の權利より見るときは違法なり無効なり。普通に無効とせらるゝ契約は。社會の風敎及び政策に關する事項や。又法人が權能以外の事項に關する行爲にして。外國人に爲したる土地讓渡に何等不道德の点あるなし又た英法の原則に依れば。外國人は英國の版圖内に於て土地を所有することを得て。唯だ主權の之を沒收することを得るのみ。如上の理由は外國人土地所有

(h)　讓渡の性質

權に付きて廣義なる解釋を下さるゝ所以なりと思惟す。

(i) 州が訴訟手續

個人間にありては。外國人の土地所有權を云々する權利を有するものなし。依て一たび結了したる讓渡は個人によりて無効とせらるゝこととなし。州は之を爲し得るなり。然し州は無効とす可き訴訟を提出すべき乎。其結果は讓渡が無効となり了りたるを以て。所有權は元の所有者に還るべきなり。斯くの如き餘計なることは州は爲さゞるべしと思ふ。州は唯だ其取引を無効に歸せしめたるのみにて。何の得たるものも無かりしなり。依つて州は沒收の訴訟を提出するならん。外國人が土地を所有し居るを以て。其所有權を廢滅して沒收せんとするなり。州は未だ一度も讓渡を無効にせんとして。訴訟を提出したることなし。長期間借地契約を無効にするため訴訟を提出せしも。之れは所有權が依然市民にありて。沒收訴訟を提出する必要なきを以て。斯の如き手續を爲したるなり。

（j）　沒收の結果

外國人が土地を州のために沒收せられたるとき。讓渡主に對して。土地を所有し得ざる者に之を讓渡したるを以て沒收されたり。依て代金の拂戻を請求し得るや否や。之れ著者は說明を要せざる点と思惟せり。左れど稿を終はらんとするに際し。此点に就き質問を受けたり。仍て玆に見解を附することゝせり。讓渡主は外國人に對して。代金に對する品物を渡せり。而して外國人より夫れを取戻し能はざる地位に居れり。若し外國人が代金取戻しの理由ありとさば。准契約法により。讓渡主が不條理に富を得たりと云ふにあり。果して然るや。代金のために品物を渡したるものが不條理に富を得たるの理由ありや。毫も不條理なる所なきなり。又所有し得ざるものに土地を賣りしといふ理由は聞こえざるなり。何となれば讓渡主は土地を何人に賣るも。欺詐行爲にあらず。違法にあらず。英法の原則によりて何人にするも差支なし。憲法も何等云ふ所なし。

左れど外國人は自己が土地所有權なきことを承知し居りたることを知らざるべからず。法の命ずる所餘儀なきなり。自己の愚は自己の失錯なり。自己失錯よりして土地を取上げられたるを以て。代金を請求するは。却て自己が不條理に富を得るの理なり。依て此際外國人は何等の請求權なし。

(3) 『信託讓渡』

『外國人のために爲したる信託讓渡』とは言語の廣漠にして未だ之に關する當州の判決例を見ざれば何れの塲合を意味したるか判明しがたきも。信託法に依るときは大概信託を區別して三種となす。

一。當事者の行爲によりて信託關係を創設する塲合。即ち甲が土地を乙のために丙に文書を以て信託關係を表はし讓渡したるとき。乙は受託者にして而して丙は受得者なり。

二。甲が乙に代金を與へて乙の名義にて丙より土地を買はしむるとき。乙は

受托者にして甲は受得者なり。

三。甲が乙のために金を調達して丙より甲が土地を買受け。而して乙は金の出來次第に甲より其土地を讓受けることを約し。其後甲が乙に土地を讓渡する事を拒むとき。甲は乙のために受托者として土地を所有し居り而して乙は其の受得者なり。

第一の塲合には當事者の行爲に依り信托關係を現出したるも。第二第三は別に信托關係を明白に事實に表はさず。然れども法律の使行により信托關係の結果を來たせしものなり。之れ受得者の地位にあるものを保護する所以なり。以上三種の信托は其創設に於て異なるも。結果に至りては少しも異なる所なし。共に等しく衡平法に基き。受得者は受托者に對して權利を强行し得べきなり。

憲法の信托規定は外國人が受得者となるの塲合を意味したるは疑ふ所なし。外國人が受托者となり得ざるは。外國人は土地所有權なしと云ふに於て盡せり。

土地所有權なき外國人が他人のために法律上の名權を所持し得るの理由なし。左れば問題は外國人が受得者となり得る乎。亦何れの信托にも外國人は受得者たるを得べきやにあり。

英法に於ては外國人が土地受得者としての權利は個人間にありては何等間然する所なし。左れど主權に對しては何等の効力なし。此信托規定も之と同様なる解釋を得べきは信じて疑はず。今之を第一の場合に適用するときは如何。信托は文書を以て表白され。信托創設の作爲は土地の讓渡を以て結了せり。今は唯だ信托關係が受托者と受得者との間に存す。受得者の權利は州を除くの外に對しては無限にして。受托者に對して受托の條件を履行せしむるを得べし。當州に於ては登錄制度あるを以て信托書類を登記し置くときは轉賣せらるゝの憂もなく。亦登記せざる場合。受托者が第三者に轉讓し而して其第三者が信托關係を知りて土地を讓受けたる場合には何處までも土地又は其代金を追求すること

を得べし。若しも州よりして此信託財産に就き沒收の訴訟を提出さるゝときは受託者は州に土地を讓渡せざるべからず。此場合に於て憲法の『外國人に爲したる土地の信託讓渡は無効とす』との規定を適用するものなり（3 Leigh 495; Kent's Com. Vol. II 62)。

第二第三の場合に外國人は受得者たることを得べき乎。茲に外國人が受得者たるは法律に依つてなされたる結果なり。受託者たるべき者と受得者たるべき者との間に。何等信託關係の意を表白したる事なきなり。此場合に信託關係は受得者が受得者たる權利を主張するに於て得るものにして。衡平裁判所の援助を仰がざるべからず。之が合衆國市民の訴ふるものとすれば。何等異論なく。法廷は信託關係を創作して之を强行し得べきなり。左れど外國人にも同樣の援助を與へらるべき乎。他州の判決例に依るときは。『斯の如き場合には外國人のために信託關係を起さず。如何となれば衡平法は州の權利又は國土の法律を僞

はらんが爲めに斯の如き信託を起さずと』(3 Leigh 492; 3 Paige 114: 2 Wash. (U. S.) 441; Kent's Com. Vol. II 62)。衡平裁判所が信託を外國人のために起さずとさば。州法に反かざるを得ず。州法は外國人の受得者を認めず。衡平裁判所は州法を顧みず外國人を援助する事を爲さゞるなり。故に外國人は第二第三の場合に於て其土地名權所有者と信託關係の地位に居るを得ず。若し何等かの關係ありとさば債權者と債務者との關係ならん。仍て外國人は土地に何等の關係なきなり。斯くの如き方法を以て土地を所有するは。受得者たるべき外國人は甚だ不安なるを免かれず。若し名權所有者が其土地を抵當又は賣渡ﾓを第三者に爲す場合に。土地に就きて何事をも容喙する事を得ざるべし。債權の要求は爲し得可きも。名權所有者が土地を勝手に處分するに對しては何等云々するの權利なし。衡平裁判所は此時に當りて外國人のために信託關係を宣せざるなり。第二。第三の場合に信託關係を牽制的に宣せらるゝ所以は。受得者の地位に

居るものに不公平を來たさゞる樣。又名權所有者の欺僞を防ぐためなり。若し外國人が信托關係の援助を法律に依り得る事能はずとさば。土地は名權所有者の任意の儘に爲し置くより外はあらざるなり。外國人が此場合名權所有者の欺僞行爲を防ぐ事を得ざるは甚だ遺憾なりとす。

第二第三の場合に於て。受得者たるべき外國人が。死亡せる場合には。其受托者たるべき市民との關係は。依然として何等の變化なく。債權。債務者より外の關係なき乎。遺産法には先代が生存中土地代金として置きし金額は。未だ土地を買収せずして死するも。既に不動産の性質を帶びて。不動産として血族たる遺産繼續者に傳はるなり。若しも此の受托者たるべき市民が。唯だ債務者としての義務を。生存中。受得者たるべき外國人に負ふものなるも。一朝其外國人の死去したる場合には。遺産承繼者たる血族は。其の受托者たるべき市民に對し。債務者として取扱ふよりも。受托者と爲す能はざる乎。先代は自己の金を以て。

土地を他人の名義にて買はしめたるなり。假令信託關係を起すこと能はざりしにもせよ。先代の意志は茲に在りしなり。何ぞ先代が土地買收の意志を以て。金を殘し置きたる場合と異なる所なきなり。只此信託の場合には。先代が外國人にして。土地所有權を有せざるにあり。左れど先代の血族たる者は。市民又は外國人に拘はらず。當州に於ては。先代の土地遺產を承繼するの權利あり。先代の不完全なる(州より見るとき)所有權も。遺產承繼者の手に移りて。市民たるも又外國人たるも。完全なる所有權と爲り畢るにあらずや。之を以て先代が委托して土地を他人の名義にて買はしめたるに對して。先代は受得者たることを得ざるも。遺產承繼者は當州に於て土地所有權を有するを以て。先代の死去するや否や直に受得者の地位に移り。茲に信託關係を。其受托者たるべき市人に對して要求することを得べしと信ず。

(B) 可能規定

上には禁止又は無効力の規定に就きて述べたるも。茲には此項の規定中に除外せられて。外國人にも完全なる土地所有を許す場合を說くものなり。

(1)　『遺産』承繼

遺産とは。土地所有主が。生前に遺言書又は其他の方法を以て其土地を處分せずして死去せしによりて死後に遺したるものにして。之を承繼する者は只に血族者に限るを要す。英法には相續（succession）なるものなく。所有主の死後。遺産の名權は直に最近血族に移るものとす。斯の如き場合には當州に於ては外國人と雖も遺産を承繼し且つ其土地を所有し居ることを得るなり。

(a)　市民より外國人に

若し或る諸威國人が華州に來住し。而して合衆國に歸化し土地を所有しつゝ遺言書も造らず死去したる場合に。其最近血族は諸威國にばかりありて。皆外國人なるときは如何。英法の原則には外國人は遺産を承繼するを得ず。左れど當

州に於ては憲法の規定に依り許されたり。此場合諸威國に居る最近血族者は外國人なりと雖も。先代の死去するや否や其土地の名權は其外國人たる最近血族に移りたるを以て。其遺產を承繼し得たり(58 Wash. 339)。

(b) 外國人より外國人に

外國人が土地を所有し居り死去せる場合には。其最近血族たる外國人は遺產を承繼し得べき乎。先代は外國人なるを以て土地所有權なし。左れど彼の死後は遺產として最近血族たる外國人は之を承繼し得るや。獨逸國の一婦人當州に來住し。歸化せずして土地を所有し建築をなし而して死去せり。土地及び建築物は時の變遷と共に最初の價格の數倍以上に昇るに至りぬ。茲に於て最初の土地所有主は其婦人に爲したる讓渡は外國人なるを以て無効なりと主張し。キング郡は外國人は土地所有權なきに依り死後は州に歸するものなるを以て。郡の敎育費のためにに讓渡せられんことを要求せり。先代の血族たる者は。獨逸國に在

りて遺産繼承者として之を要求せり。此時の判決には最初の所有主は一度讓渡したる後は一方に對して云々する地位にあらずと。而して郡は先代の生存中には其所有權を廢滅となし得べきも。死後には其權能を及ぼすことを得ずと。先代の生存中には先代は州のために廢滅とせらるべき所有權を有したりしも。死去に依りて所有權は忽ち最近血族者に傳はりて。其血族は外國人なるも。憲法の外國人土地所有禁止の規定より遺産繼承の場合を除外せられ。土地所有權を有す。仍て郡は此土地を沒收することを得ずと（45 Wash. 327）。

(c)　親が外國人。子が市民。

若し外國人の子にして丁年既滿者又は丁年未滿者にして市民たる者が。土地を所有しつゝ死去せるとき。其者が未婚者なるときは。遺産は其親に傳はるものなり（Descent and Distribution 2d. Sec. R. & B. C.）。

(d)　日本人が市民養子たる時。

州法（1696 R. & B. C.）に曰く。

此の州の住民にして結婚せざる者は何人に依らず。又夫及び妻は何人に依らず合同して。郡所屬地の上等裁判所に。二十一ヶ年以下の兒（何れの兒たりとも）を養子とし。姓を變更（養親が希望するときは）せられんことの認可を請願し得るものとす。以下略す。

此規則には養子たる者の資格に就きては。年齡のみにして。人種又は國民の差別を問はず。一切の外國人未丁年者は愚か日本人も希望者あるときは養子と爲るに於て。法律上何等の障害あるなし。

州法（1699 R. & B. C.）に曰く。

（前文畧す）。兩親は子に對する凡ての責任及び權利を奪はれ。子は兩親に對して扶助及び服從の義務より免除せらるゝものとす。而して一切に於て養親の子及び遺產承繼者たるべき凡ての權利。特權を享有し。養父母の間に出生

したる兒の一切の義務に服す。但し此規則に依り養親の死せし場合に。養子が實子無くして死せし時は。養親の財産は養子の最近血族に傳はるにあらずして。養親の最近血族に傳はるものとす。

此規定に依り養子は實子と同樣の權利。義務を有し。財産の配當にも實子と同等の權利及び地位を有す。故に養親が遺言書にて實子に財産の配當を爲し。而して養子に對しては何等の配當も爲し置かざりし場合には。先代は養子に對しては遺言書無くして死去せるものと爲し。養子は實子と均一の配當を得るなり。即ち實子に拾英加の土地を讓り分けたりとさば。養子は其の半なる五英加を遺産繼承者として受くるなり（38 Wash. 384）若し之れが日本人たりとさば。養子と爲りて法律上に眞の血族たるべき資格を得たるを以て。遺産を承繼し得べきなり。

日本人が養子と爲りし故を以て。合衆國の市民たる資格を具備したるにあらず。

養子と歸化とは別種の問題なり。合衆國政府の國務省より遣外使臣に通牒したる外交往復書に曰く。私人が外國人に市民權を與ふるを得るは只に結婚の方法より外にあらずと。又曰く。合衆國の市民は外國人たる兒を養子として市民權の特權を與ふること能はずと(Moore's Interna'l Digest Vol. III 484)。日本人は養子と爲りて市民の實子と同等の權利を具備せるも。夫は親子の關係のみにして私人間の事に屬す。市民權は主權より與へらるゝ一の特權なり。左れど茲に日本人は市民として遺產を繼承するにあらず。法律上先代の實子たるが故に先代の遺產に對して繼承權を有す。若し外國人たるの故を以て不可能なりとさば。外國人は憲法に於て遺產を承繼するの權利あり。市民權なくも外國人として足れり。

左れど若し先代が遺言書を以て日本人たる養子に不動產を配當する時は如何。憲法の規定中には Inheritance(遺產)とはあれど Devise(遺言書にて財產を

配分する事）なる語なし。論点は其養子は法律に依り實子と爲り遺言書にて財産の配當を受くべき權利を有し。而して若し遺言書に配當なるときは。他の配當より均一に取戻すを得べき權利あり。何れにしても養子は先代の不動産の分配に與かるべき權利を有す。玆に於て先代は遺言書にて養子に配當したるも。外國人なるの故を以て斯の如き配當に與かる事を得ざるかにあり。憲法と普通の法律との衝突する時は。前者は後者を廢棄或は無視す。仍て普通法律には日本人は實子の資格及び先代財産を何れの場合にも配當せられざるべからざる權利を有し居るも。憲法の命令に依り。外國人は（Devise）を受くる資格無しとせらるゝ時は。養子は何ものをも得ざる乎。若し其（Devise）は無効なりとせらるゝ時は。養子は尙ほ外國人なれども實子として遺産繼承の權利あり。先代の過失に依り養子に對して遺言書無きものと爲れり。仍て尙ほ遺産を實子として繼承するの權利あり。而して遺言書にて養子に配當せし部分は法律の規行に

依り無効に歸したるを以て。此無効なる部分は遺産なり。之を養子は遺産として承繼するの權利ありて。他の實子と均一の配當を受くるの權利あるを以て。拾英加の土地を。實子に五英加。而して養子に五英加を遺言書を以て配當せられたる時に。養子の分配が憲法違反なるを以て無効と爲りしならば。此の無効なる部分は遺産なるを以て。養子は遺言書配當に於て失權したるも。未だ遺産承繼者として。之を承繼するの機會あり。

日本人又は他の外國人が養子としての判決例を見ざれば。確と判明し難きも。著者の見解を以てすれば此結論は妥當なりと信ず。

(2)『抵當又は債權徵收の時 善意を以て法律の規行により享有したる土地。』

抵當に入れたる土地の名義權が抵當取主に移るとする州と。其れが抵當入主にありとせる州とあり。當州は前者を採用して抵當は單に土地の負擔又は負債の

支拂に附着する擔保に過ぎずと。仍て土地の名義權は抵當入主に殘るものなり(19 Wash. 418; 23 Wash. 379; 25 Wash. 67)。若しも此州にして名義權が抵當取主に移るものとさば。憲法の除外規定に抵當の塲合を挿入すること能はざりしならん。此の爲め外國人も抵當として土地を取ることを得るなり。若し名義權の抵當取主に移るものなれば外國人は抵當を取ること能はざるべし。如何となれば外國人は土地名義權を他人のためにも所持し居ることを得ざるなり。抵當は單に貸金に對する擔保に過ぎずと雖も。滯納の塲合には。抵當取主は贖還禁止の裁判を仰ぎて。土地を公賣と爲すことを得べし。其節抵當取主は其の買主たることを得。若しも抵當入主に於て裁判手續を省き費用を節せんと欲さば。債務を果すため抵當取主に土地を讓渡し畢はる事を得て。之れは常に市民間には行はるゝものなり。又決して違法にあらず。若し斯の如き讓渡が外國人たる抵當取主にせられたる塲合は其の取引は効力あるや否や。外國人は土地を

抵當に取りて貸金を爲す事は自由なり。其結果土地を所有するに至りたるときは所有權は憲法に依り許されたる所なるを以て確固たるものなり。唯だ問題は抵當たる土地の所有權が。如何なる方法によりて抵當取主のものと爲りしかにあり。

抵當取主が所有權を收むるに當り。兩當事者間に讓渡を結了するは。所謂憲法規定中の『債權徵收のとき善意を以て法律の規行に依り享有したる土地』の場合にして。必ずしも裁判手續を要せざるなりと。贖還禁止の判決あるまでは抵當入主は贖還の權利あるは疑ひなし。左れど之れは個人が棄權せんとせば自由勝手たるなり。自ら棄權して裁判の手續及び費用を省略して兩當事者間に土地讓渡を結了するは正當にして。『法律の規行に依り』を意味するものなりと。亦裁判手續を經て其後公賣に附するも。抵當取主が買主と爲るは通例の事とす。之れ兩當事者間に讓渡を結了するも同一の結果を來たす。何ぞ被判手續の煩と

費用とを要せんやと。外國人は抵當入主より債權に對し其の擔保たる土地の讓渡を受くることを得べしと(16 Wash. 165; 16 Wash. 373)。之れに反對の意見は『法律の規行に依り』とは法律規定の順序を履むことにして。贖還禁止の判決を得。而して裁判所の命に依り公賣に附するを要すと。抵當取主より外の者も買主と爲ることもあらん。故に公賣に出さるゝまでは。抵當取主が債權徵收のため買收するの必要を斷定すること能はずと。仍て兩當事者間の取引は憲法規定の『法律の規行に依り』にあらず。斯の如くにして得たる土地には外國人は土地所有權なしと。後者の意見は少數にして前者の意見が多數を占めて判決例と爲れり。然しながら兩當事者間に爲したる讓渡は善意のものたらざるべからず。欺謀的仕組を以て爲すことを得ず。抵當土地は貸金の擔保たるに止まるものなれば。賣渡しにあらず。貸金の保全を第一として抵當は單に之に附着したるのみ。貸金の保全を完ふするに方りて土地を引取るは餘儀なきことなり。

初より土地を得るための欺謀仕組の抵當により得たる土地讓渡は。憲法規定の除外則中にあらずして無効なりと。左れど抵當入主は何等云々するの地位にあらず。若し何人かありとさば州なり。州の宜敷斯くの如き仕組ありしや否やを調査して手續を爲すべきなりと(16 Wash. 172)。

若しも兩當事者間に。滯納の塲合には。土地の所有權は抵當取主に移るとの規約を結び。第三者に抵當入主より抵當取主に爲したる土地讓渡證を保管せしめ。滯納のときは抵當取主に交附す可く爲し置きて。抵當入主か滯納せし塲合は如何。前例を以てすれば土地讓渡を債務を果たすため或る條件を設けて前に爲し置くは。滯納の後に於てなすも同一の結果を生ず。仍て外國人も斯の如き規約の下に土地を讓り受ける事を得可しと信ず(16 Wash. 373; 41 Wash. 5)。然し此の塲合斯くの如き規約はあれど。抵當入主が贖還權を使用せんとするときは之を妨ぐること能はずと。之れ贖還權を最初より皆無となす能はざるか故なり。

抵當よりして土地を得るに當り。如何なる手段が欺謀的となるや。未だ其の判例を見ざれば判明するの期を得ざるも。著者の見解を以てすれば。讓渡の場合よりも寧ろ其抵當を以て金を貸借するときにあるを見る。普通貸借の意義を以て。土地を擔保となし。金を貸すに於て何等欺謀的なる所なし。後日貸金滯納のため。相方に協商の上。債務を果すため。抵當取主が土地讓渡を受くるに於ては判決例の原則に違ふ所なし。仍て若し欺謀的手段ありとさば。貸借の時に於て其の仕組を兩者間に於て爲すにあり。即ち抵當を名として土地を所有せんとするにあり。正當に貸借を終り。滯納の場合に至り。其擔保たる土地に。債權の償還を依賴するは。抵當の性質上止むを得ざるなり。茲に於て土地の讓渡を迫るも敢て欺謀的手段と爲るを信ぜず。土地を得んとするにあらずして。唯債權勵行よりして餘儀なきなり。

亦欺謀的の手段は。此場合一人にて行はるべきものにあらず。兩當事者間に於

て名を抵當に藉りたる事實なかるべからず。最初貸借の塲合に。直接賣渡しの意を以て。抵當となし置くの仕組なかるべからず。而して後の讓渡は單に此仕組を法律より脫したるが如くにするのみなり。故に此塲合に欺誅的手段を行はんと欲さば。兩當事者間に於て之を爲さるゝのみ。蓋し滯納の後に至りては。兩者間に此手段を講ずるの必要を見ざるなり。何となれば。抵當取主は既に債權勵行のために土地の讓渡を受くべき權利を有すればなり。

(3)『但し此項の規定は。鑛物の有價堆積物。金屬。鐵。石炭。煉土。を含蓄する土地。及び上記のものを開發するに。又は上記のものより生產するものを製造に使用する機械塲所。及び製造所に。必要なる土地に適用せず。』

『但し此項の規定』とは前段の外國人に對する不可能事項を指示したるものにして。茲に掲げたる事項には前段の規定は一切適用せられずとなり。左れば外國

人は此事項に對しては合衆國市民同樣に一切の權利を所有し居るものなり。故に第一に此事項に於ては所有權あり。又第二には直接の讓渡及び信託讓渡も差支なし。亦如何なる信託關係に於ても其受得者たることを得べし。第三には遺言書にて之等の配分をも受け得べし。第四には賃借期限は何ヶ年間たりとも合衆國市民に許すだけ長期に契約をするを得べし。

セメント製造に使用する石灰石。硅酸。硅石粘土を含蓄する土地は鑛物なる語に包まれて金屬。鐵の字に依つて限らるゝことなしと。故に外國人はセメント製造に之等のものを所有することを得と（46 Wash. 219）。

ワシントン州の鑛業は日本人に開放せられたり。貴金屬地より煉瓦土に用ゆる土地まで所有を許されたり。此利權を能く用ゆるあらば事業の起るもの大にあらんとす。日本人の之に未だ指を染めざるは資本の缺乏か。又は經驗に乏しき乎。敢て念頭にあらざりしとは思はざれども。之を利用するまでに及ばざりし

は亦何の故なる乎。

今個人所有地の事項を說き畢はるに當り州法中に別に外國人の土地所有に關する規定あるを以て注意せんとす。州法(section 8775, and 8776 R. & B. C.)に。外國人にして歸化し得ざるものを除くの外は土地所有權ありと。之れ白人は歸化し得るが故に外國人としても土地所有權あるが如し。日本人。支那人に對して。其結果たるや。憲法の規定と同一なるべきも。白人に對しては大なる差違あり。憲法は歸化せざる者は外國人として一切排除し。此規定は歸化し得ざるものだけを排す。仍て憲法の規定と矛盾せり。尤も此規定はテリトリイ時代の法律にして。憲法制定前の產出なれば。憲法と步調の整はざる所もあるべし。仍て當時は何等の効力なきが如し。隨て外國人の土地所有に關する判決例にも一度も引證されたることなし。

四。私法人所有地

法人は個人と等しく不動產を所持するの權利あり。只だ其性質に依り所有權の權能が制限せられあるなり。當州に於て法律に依て認められたる法人の種類は夥多なり。各其性質に從ひ土地所有權も大なる差違あり。今玆に法人の種類を列擧し並に其等の土地所有權の伸縮ある所を見ん。

(1)　法人の種類と土地所有權

製造、鑛山、繋船、銀行、取引賣買、投資、材木運搬に筏を作る目的。鐵道敷設。水道、灌水道建築。其他の種類の商業 (section 3677 R. & B. C.)。

土地所有權あり (section 3688 R. & B. C.)。

銀行 (section 3330 R. & B. C.)。

營業に必要と認むるだけの土地及び抵當の結果に得たる土地。但し後者は三ヶ年以上所持することを得ず。

信託 (section 3349 R. & B. C.)。

銀行と同じ左れど所持年限の規定なし。

私立學校、寺院、圖書館、慈善會、禁酒會、科學會。
其目的を遂行するに必要なるだけ (section 3932 R. & B. C.)

厚友會 (Fraternal)。
所有權あり (section 3735 R. & B. C.)。

社交及び慈善會。
目的を遂行するに必要なる丈けの所有權あり (section 3746 R. & B. C.)。

利益を目的とせざる法人。
目的に必要なる程 (section 3758 R. & B. C.)。

農家組合。
土地賣買を許す (section 3766 R. & B. C.) 及び他の法人の特權を享有す (section 3766 R. & B. C.)。

貯蓄及貸金組合 (Building and Loan Association)。
抵當のため買入れ又は賣ることを得。然し他の方法に依りて土地を取扱ふことを得ず (section 3605 R. & B. C.)。

墓地組合。
八拾英加若くは二拾英加の增加 (section 3645 R. & B. C.)。

生命保險。
營業に必要なる土地及び抵當の土地。然し抵當より得たる土地は。五ケ年以上所持することを得ず。若し保險取締官の許可を得たるときは適當なる市場估價を得るまで所持することを得 (section 6125 R. & B. C.)。

厚友保險組合 (Fraternal Ins. Association)。
利益を目的とせず。別に規定なし。

火災保險。

別に規定なし。

互惠海上保險 (Mutual Marine Ins.)。

別に規定なし。

互惠家畜保險 (Mutual Livestock Ins.)。

豫備金を土地を擔保として貸すを許さる (section 6222 R. & B. C.)。

互惠火災保險。

豫備金を土地に投資するを得 (section 6204 R. & B. C.)。

本年保險法が編成且つ制定され。本年九月より實施され。現行保險法は全部廢止せらるべし。新法に依れば利益を目的とする保險會社は土地を抵當に取ることを得。然し抵當より得たる土地は三ヶ年若くは五ヶ年内に賣拂を要す (Insuanse Code Session Law 1911)。

材木運搬の道路を造り。通行税を徴收する法人。

營業に必要なる程 (section 7106 R. & B. C.)。

材木を水流にて運搬する法人。

前と同じ (section 7110 R. & B. C.)。

市街鐵道。

土地收用權及び目的に必要なる丈け (section 9081 R. & B. C.)。

鐵道。

同前 (section 8665 R. & B. C.)。

電信。電話。

土地收用權あり (section 9301 R. & B. C.)。

以上は私法人の土地所有權にして。或るものは何等の規定なけれども。大概は多少によらず土地所有權を法人の性質に從ひ與へられあるが如し。

(2)　土地所有に制限を附せられたる法人

州憲第二條第三拾三項の末葉に規定あり。曰く。

何れの法人も。其株の過半數以上が。外國人によりて所有せらるゝものは。此禁止の目的のために外國人と看做す。

前記幾多法人は土地所有權を有す。然れども之れ此憲法規定に反かざる權限内に於て。其權利を有するのみなることを忘るべからず。故に州法により設立されたる法人も。其株が過半數以上外國人によりて所持せらるゝときは外國人なり。故に土地所有權なし。州より沒收されべきものとす。

又憲法以外に州法中、外國法人に關する規定は内國法人と同一の權利。特權を與ふることを許し。更に規定して曰く。

其株の過半數以上が。合衆國市民たらんことを宣言せる外國人より他の外國人に依つて所持せらるゝ法人は。此州内に於て土地を所有することを得ずと。

鑛物及び鑛山事業に關する事項は憲法にある如く除外せり。又抵當の塲合も例

外とせり。而して更に曰く。

土地賣買の權能を有する外國法人及び土地營業の目的のために設立されたる外國法人は。此州內に於て。土地賣買業及び土地仲買業を營むことを得ず（section 3720 R. & B. C.）。

憲法の規定及び此規則に依れば。法人の株が過半數以上外國人の所持に係るときは。內國製の法人も外國製の法人も共に外國人なり。

(a)　內國法人にして外國人たる者

法人が州法に依り組織され。株主は市民を包合し。何等外國人と看做さるべき所なかりき。而して四拾五ヶ年間の年期にて土地を賃借せり。其後法人の株の多數は外國人に依つて所持せらるゝに至りぬ。此時に際し州は此法人に對して外國人たる故斯くの如き長期の借地契約を爲す能はず。其結果は永代讓渡と同一なり。夫れは州憲規定に背く所なりとて。借地契約を無效と爲すべく州より

訴訟を提起せり。會社に於ては契約當時には株は市民に依りて所持せられてありしを以て。其當時有効なるものは後日株の多數が外國人に所持せられ會社が外國人に變化せるに至りて無効とせらるべきものにあらずと主張せり。法廷の意見は會社は憲法の過半數株の規定を適用され外國人の狀態に法律上變更せりと左れば會社が市民たるときに得たる土地も。外國人と爲りし故を以て所持し居ることを得ずと。仍て借地契約は無効とせられたり(19 wash. 85)。憲法は株過半數則を適用せらるべき法人は。外國人と看做すと云へり。仍て斯くの如き法人は。土地所有に就きては。外國人の資格を享有せざるべからず。之れを以て。憲法に於て外國人土地所有權に制限する所のものは。法人にも同樣に制限しつゝあるなり。個人と同じく其の所有權は條件付きなり(州より見るとき)。直接の讓渡は受くるも。州に對しては抵抗の權利なし。信託讓渡の場合には。受托者又は受得者たるを得ず。其法人は凡て個人が外國人として有す

る所の土地所有權よりも。大なるものを有することを得ず。土地收用權を有する法人と雖も。此の法則を免る能はず。故に土地收用權を有する法人にして。水筧を造り水供給の營業を爲さんとして。其權能を使行せんとしたる場合に。土地所有主は之を拒むことを得べしと。法人は附與せられたる權能以外の事は爲し能はざるを以て。外國人と看做さるべき法人が。夫れに相當せざる權能を。使行せんとする場合には。夫れが權能を個人として問ふことを得と（33 wash 542）。通例なれば私人は法人の權能を云々する能はざるも。斯くの如き場合には個人も其鼎の輕重を問ふことを得て。州に限りて之れを云々するものにあらずと。

斯くの如き法人は外國人たるの形骸を有するにより。同時に除外則にある權利は個人たる外國人の如くに享有す。抵當よりして來る土地は。何ぞ擇ぶ所なし。完全なる所有權あり（16 wash 195）鑛石地又は鑛業に付き土地の所有權は。個

人たる外國人の夫れと異なることなし。即ち他の法人と同じく。之に對して一切の權利を有す。
外國人を以て會員としたる法人にして。利益を目的とせざる者は。外國人と看做さる理由なし。株組織たらざる法人は。株過半數則を適用せちるべき性質を有せざれば。株主の變更により其の國民性を變化するの機會なし。仍て土地を所有することを得。左れど土地を賣買の目的を以て所有するを得ず。只だ其れが法人としての目的を遂行するに必要なるだけ土地を所有し得るまでなり。若し然らざれば其の目的に反し。權能以外に行動するものなり。
法人に對する此憲法規定は甚だしき不便を來たす。今日は株の賣買は盛んに行はれ。會社の營業上何時外國人が。過半數以上を所持するに至るも知るべからず。會社の帳簿に常に株主の國籍を記せざるべからず。當州に於ては。會社ば帳簿に所有者の姓名を變更すれば。株の讓渡しは畢るなり。故に會社たるもの

は。其の法律上の形骸を更ゆること最も容易なり。夫れがために外國人とせられ。既往に遡りて土地を沒收せらるゝは不便の極みなり。法人は固より個人と違ひ。權能範圍外に於て行動することを得ざる故。嚴格なる支配を受くるは當然なるも。利益を目的とせる法人は永遠的のものにあらざる法理より見るときは。餘り狹義の解釋を得たるにはあらざる乎。

(b)　保　護　權

外國人と看做さる內國法人は。土地所有權に於てのみ外國人を以て遇せらるゝも。保護は州に需めざるべからず。假令法人の株全体を日本人が所有するも。外國法人にはあらざるなり。外國法人は外國に籍を置き。他は內國に籍を置く。仍て若し條約文中に締盟國に法籍を有する法人を保護すべき規定ありとするも。此の外國人を以て擬せられたる內國法人は。之に依つて何等の保護を受くる能はず。

(c) 外國法人

外國法人は。外國に法籍を置き。當州に來りて許可を得て營業す。株主は市民を以て充たすもあらん。又は外國人を以てするもあらん、唯々華州の法律に依つて設立されざる法人は悉く外國法人なり、之れ單に內國製と外國製との區別を爲すまでにして。若しも外國法人にして、株主が市民を以て充たすものは、其れが土地所有權に於て。內國製の法人と何等異なることなし。唯だ土地賣買業を營むを得ざるのみなり。左れど若し株過半數則を適用せらるゝが如き外國法人は。憲法の規定と法律とにより土地所有權に限り。全然外國人の待遇を受く。

(d) 保護權

外國法人は其寄留地の保護を受くるは勿論なるも、其法籍か外國にあるを以て、若し條約等に依て之れを保障せられたるものあらば、其保護權を必要なる場合

に使行することを得べし。茲に一つの疑問の存するは。日米條約に依り個人として日本人に與へられたる權利が。日本の法人にして此の地に寄留する者にも與へられたるかにあり。日米條約は新舊共に。個人に借地權を保障せり。而して曾て述べたるが如く。日本帝國の臣民は。合衆國の版圖内に於て。土地を賃借するの權利あり。隨て當州の如き長期の借地契約を外國人に許さゞる處にても日本人は條約の保障に依り內國人と同じく長期間の夫を約する事を得べし。然しながら條約より見るときは單に私人に止まるが如し『臣民又は人民』とありて別に法人なるの語なし。法人は或る意味に於ては人格を具備するを以て。人民と解せらるゝ場合もあらんなれども。此の條約文に於ては法人を加入し居らざるが如し。左れば斯くの如き法人は。外國人と看做さるを以て。州より土地を賃借するに當り。市民權を要する場合に。賃借權なき乎。又た長期の借地契約を斯の如く看做さるを以て結ぶ能はざる乎。若し之れなしとさば。此種の

法人には大不利益と云はざるを得ず。著者の見解を以てすれば。條約は此等法人に此權利を保障せずと信ず。新條約中に特に外國法人に關する規定あり。而して此等法人を臣民或は人民と呼ばざるなり。之を以て法人は現行條約の第二條。新條約第一條の臣民及び人民の中にあらざるを知るべし。新條約の第七條に於て。外國法人が一方の版圖內に於て。其法規に從ひ營業し得るを認められたり。左れど特に此等法人の權能が。州法を排して使行せらるゝの特權を享有せず。現時にありては。日本國に籍を止むる法人は。合衆國に寄留して營業し得るも。萬事中央政府又は他方の法規に專ら服從するの外なきなり。

(e) 市民組織の外國法人

合衆國布民が。日本國に於て。日本の法律に依り法人を組織し。而して當州に寄留し。許可を得て營業するときは。法籍は外國にあるも。市民を以て株主の

全体を充たすが故に。株過半數則を適用せらるゝことなし。仍て內國組織の法人と同一に土地を所有し得るなり。即ち土地所有權に就きては。此場合には外國法人たる區別を脱して。內國法人と同一に看做さるなり。然れども外國法人は。其營業するに當り。寄留地の法律。習慣に從ふを條件として。之れが許可を得る筈なるを以て。法籍地に於て得たる權能も。寄留地の法律に於て許さるゝときは。之を使行することを得ず。故に當州に於ては。假介市民が全体の株主を占め。法籍地に於て土地賣買營業の權能を有するも。外國製の法人には此種の營業を許さゞるなり（sec. 3720 R. & B. C.）。

第三章

合衆國出生の日本人未丁年者の土地所有

一。未丁年者の法律地位

外國人の子にして。合衆國に出生したる者は。法律上市民の子と何等異なることなく。生れながらにして市民權を有す。此点に於て日本人の子も支那人の子も白人市民の子と何等の區別なし。皆合衆國市民なり。

合衆國憲法修正第十四條第一項に、

何人に限らず。合衆國内に於て出生し又は歸化し且つ合衆國の法域權に屬從するものは。合衆國の市民たるものとす。以下略す。

又(U. S. Compiled Statutes section 1992)に曰く。

何人に限らず。課稅せられざる土人を除くの外は。合衆國内に於て生れ且つ外國の法權に屬從せざる者は。合衆國市民たるものとす(1886 A. D.)。

憲法及び法律の規定は合衆國内に出生したる兒は市民とせり。只だ此中に含まれざるは外國使臣又は此の如き性質を帶びたる人民又は臣民の兒なり。外國使臣は國際公法上派遣地の法域權に屬從するものならず。仍て合衆國は此上に法

權を及ぼすことを得ざるを以て外國使臣の兒は除外せり。

判決例に依るときは歸化し得ざる支那人の子と雖も。合衆國內に於て出生したる者は生れながらにして合衆國の市民なりと(21 Fed. 905)。又支那人が妻を携帶し。二十五ヶ年間も合衆國に居住し。其間に二女を擧げたり。而して母と子供とを本國へ送れり。七ヶ年程經て妻は其二女を携へて合衆國に入國せんとせり。支那人のため設けられたる法律に依り再入國承認證を要するも。歸國の際に其を合衆國政府より得ざりしを以て。今度再入國の際に信頼すべき證據なき故。入國を拒絕されたり。此時法廷にては曰く。英法の原則に依るときは英國の版圖內に生れたる者は凡て英國の臣民なり。而して合衆國にては合衆國の法域內に於て生れたる者は。兩親の政治上の地位又は狀態に關係なく。合衆國の臣民又は市民なりと(35 Fed. 354)。スウイツアランド人の子にして合衆國內に生れ。而して四ヶ年後に母と共に故國に赴けり。母は死するまで故國に住居せ

り。其子は今合衆國の市民權を有すと爲し合衆國の保護を需めたり。此時に國務卿よりスウイツアランドに駐在の合衆國公使になしたる通牒に曰く。彼は今日まで合衆國の市民なり。彼の丁年に達するに及んで何れの國家に歸服するか撰擇すべしと(Moore's Intern'l Digest Vol. III 279)合衆國内に住居を定めたる支那人の子にして合衆國に生れたる者は、生れながらにして合衆國の市民なり(169 U. S. 649.—1898)。

以上の法律及び判決例を以てするときは。合衆國内に出生したる日本人は市民權を生れながらにして有すること明白なり。左れば當州に於て土地所有權を有することは論ずるの要なし。

二。未丁年者の財産

未丁年者が財産の享有に就きては。丁年既滿者の夫れと何等異なることなし。其享有するに當り若しも契約上よりするものなれば。未丁年者は日常必要なる、

ものを除くの外のものに對する契約は何時たりとも放棄し又は破棄するの特權あり。仍て此特權を使用せずとさば。財産の享有は容易なるのみ。贈與等に依りて享有する場合は未丁年者が受納の意志を表する必要なきなり。父が子の利益のため所有せる土地を其未丁年者に。土地讓渡證書を以て讓與し。而して證書を登錄し置きたる場合には。登錄行爲は證書を其子に交附したると同樣にして。其讓與が子の利益のためにせられたるを以て。子は其れを受納するの意志を表すること能はざるも。其を受納せりと推定せざるべからずと(15 wash 101)。日本人たる親が合衆國出生の我子に資産を贈與し土地を買はしむるときは。子は資金の贈與に依り合衆國市民として土地を所有し得べきなり。而して結婚又は死去の場合には他の市民と同樣に其土地に對して州法を適用せらるべし。普通は未丁年者が財産殊に不動産を所持する場合には。財産管理人を附するものなり。單に所有し居るだけにては。子供の利益を害せられざる以上は。財産管

理人を附する必要を視ずと雖も。若し之を賣捌かんとする塲合には是非とも管理人を置くの必要あり。管理人は裁判所より任命せらるゝものにして。大概親たる者が任命せらるゝを常とす(section 1645, 1683. R. & B. C.)。賣捌の塲合には讓渡しは未丁年者より爲すこと故。何人と雖も買主となる者は。未丁年者の契約權能を問はざるべからず。未丁年者は讓渡を結了したる後。何時たりとも其取引を無効となすことを得るの特權あり。彼は此取引に同意の意志を表はすほどの能力なきなり。左れば其の取引は何時無効とせらるゝやも知るべからず。何人の保證も。本人に於て此特權を使用せらるゝに於ては効力なかるべし。故に此の如き危險を包合する讓渡しを受くる者無かるべし。只此の如き取引が完全なる結果を來たすは。管理人が裁判所の命に依り爲したるときのみなり。此塲合には未丁年者と雖も何等異議を挾むこと能はず。管理人は此時に賣捌の目的を添えて裁判所に申請して許可の後賣捌くものなり。其目的は未丁年者の敎

育。又は財產整理上土地賣却が必要と認むるときに限る。而して賣捌きの結果及び使途。保管に就きては。管理人は裁判所に報告するを要す。

未丁年者の死去せる場合は前に說きたるを以て茲に省く。

第四章

合衆國市民女子が外國人に婚姻せる時

一。婚婦が政治地位

妻は夫の國籍に從ふと。此の原則に依り市民婦人が英國人又は佛蘭西人に結婚し。夫と共に夫の本國に移りて居住するとき。其婦人は夫の國籍に入りしものにして。合衆國の市民權を失ひたりと (104 Fed. 947; 85 Fed. 801; 84 Fed. 73; 13 Opp. Att-Gen. 128; 3 Pet. 242; 3 Pet. 99)。然れども合衆國內に居住するときは結婚によつて市民權を失はずと。故に市民婦人が外國人たる伊太利人と結

婚し夫の死するまで共に合衆國內に居住し。夫は本國に歸へるの意志もなかりし。此の如き場合に其婦人は夫の國籍を受けずして。生國の市民權を失はずと(56 Fed. 556; 159 Fed. 217)。之れと同調ならざる例には。市民女子が佛蘭西人と結婚して合衆國內に居住したりしも市民權を失へりと(12 Fed. 211)。然し此判決は前判決以前のものにして今日にては法律にあらざるが如し。
以上の判決例を見るときは。合衆國市民たる婦人が。日本人に結婚したる場合に。夫婦共に又は婦人が合衆國內に住棲する以上は。市民權は失はざるなり。故に彼の女の政治地位は合衆國の市民なり。當州に於て土地を所有するに於ては何等の障害あるなし。

(1) 合衆國出生の日本人女子。

嘗て合衆國に於て出生したる外國人の兒に就きて。其國籍を說きたることあり。之に依つて合衆國に出生したる日本人の兒が女子にして。成長の後。外國人即

ち日本人に配せる場合には。其女子は合衆國市民たるを以て。白人市民の女子と何等政治地位に於て異なることなし。唯だ人種の區別を免かれざるのみ。故に外國人の妻として。合衆國に住棲する以上は。市民權を失はざるなり。參政權も當州にては有することを得。土地も市民の資格を以て所有することを得るなり。結果は白人市民女子が外國人と配せる場合と同一なり。

二。夫婦共有財產と夫の政治地位。

假りに夫婦共に合衆國に居住するとして。共有財產に不動產を求むるときは如何。當州にては結婚後に集めたる財產は。夫婦の共有財產として。兩者之に同等の所有權を有す。

共同に蓄へたる金を以て土地を求むるときは即ち共有財產なり。妻は合衆國市民の資格あるに依り土地を所有することを得べきも。夫に於ては然らず。所有權なきなり。而して共有不動產を市民と外國人と共有に所有し居るを以て。其

財產の半は州より沒收することを得べき乎。州は夫婦共有財產を何時たりとも此の如き塲合には。强制的に分割することを得る乎。市民たる妻女が財產に損害を來たすも州は關する所なき乎。亦妻が其半を夫のために受托者として所有すると云ふも。外國人は信托の受得者となるを得ざれば。信托關係を起すこと能はず。前例なき事項にして。事件の起る時にあらざれば判明し難し。
此の如き共有財產を有する塲合。市民權を有する妻は其不動產の半を自己が遺言書を以て處分することを得べきも。外國人たる夫は所有權なきため此の行爲をなし能はざる乎。然し日本人の所有權は只だ生存中に州より沒收せらるゝまでにして。若しも死したる塲合には遺族のものと爲るなり。左れば遺言書は生存中には何等の効力なく。死後に始めて効力を生ずるものなれば。死後には其遺言書に依つて財產は受產者に移るものにあらざる乎。土地所有權なき外國人の遺產は。憲法の除外則に依り皆此の如くにして承繼せらるゝにあらずや。死

後に至りて法律の施行により、（寧ろ死者の生前の行爲よりも）土地所有權は何人に移るも妨げざるにあらずや、左れば遺言書に指名したる受產者に所有權の移るは當然ならざるべからず、日本人たる夫も遺言書にて不動產の處分を爲すことを得べきと信ず。併し指名されたる者は血族たるを要す。其の半が遺產となりし場合は先に遺產承繼の項に於て述べし如く何等不明なる所なけん。

妻が先に死する場合には夫は其の半を所有す、其時夫の所有權は如何になるべき乎、裁判所は其れを夫の所有と宣すべき乎。之れも一つの問題なり。共有財產の半額にして生存者の所有なれば、子供及び其他の血族も要求する能はず。若し夫は所有權なしと爲し裁判所が其の所有權を夫に宣せざる場合は。只州の沒收を爲すのみなり、如何にや未だ確たる解決を下し難し。若し夫婦間に子供なきとき且つ妻の親も死せるときは、妻が其の半額を遺言書にて處分せざると

きは。遺産となりて夫に傳はる。此場合には夫は外國人なるも法律上の遺産承繼者たるの故を以て之を承くるの權利あり。

第五章

外國婦人が合衆國市民と婚姻せる時

一。婚婦が政治地位

茲にも妻は夫の國籍に從ふの法則を適用せらる。故に合衆國市民が土耳其に於て其國の女を娶り。夫婦共に合衆國に入國せんとしたる際。其妻女は病疾のため送還せらるべきも。既に合衆國民の妻となりしを以て。合衆國の市民權を具備するに至れり。仍て入國は差支なしと（173 Fed. 626）。又外國婦人が合衆國に入らんとせしも能はず。將に送還せられんとする際。合衆國民と結婚したるを以て。忽ち市民權を具備したるにより。人身保護律に依りて解放せらるべき

ものなりと(130 Fed. 839; 86 Fed. 95)。之等の判決例は白人及び黒人種に適用するものにして。所謂モンゴリアン人種には適用せられざるが如し。(section 1994 R. S. U. S.)に曰く。妻は夫の國籍に從ふ。左れど歸化權なき外國人たる妻女は夫の國籍を得くることを得ず。と。

支那在勤米國公使より同國駐在の米國領事に訓令して曰く。支那婦人及び日本婦人は。米國人の妻となるとも。夫の國籍を受くることを得ず。彼等は合衆國の法律に依り。歸化することを得ざるものなれば。除外内のものなりと(Moore's Interna'l Digest Vol III 458 and Note)。日本婦人が合衆國市民の妻としての政治資格は。白人種婦人の夫れと大に異なるを見る。結婚に依りて日本婦人は何等の政治地位の變更を來たさゞるなり。何處までも外國人なり。仍て當州にては市民の妻たる日本婦人は土地所有權なし。

二。夫婦共有財産と妻の政治地位

妻の政治地位か夫と同じからざるを以て。其結果財産所有に至りて大なる面倒を惹き起すなり、假りに日本婦人を以てすれば。市民權なき所よりして土地所有權なし、仍て其の結果は前に於て述べたる外國人の婚夫と同一の地位にあらざるを得ず、當州に於ては婦人が人の妻として財產の享有且つ處分は。其の夫と權利に於て何等輕重あるなし。故に外國人たる婚夫が不可能なる事項は。外國人たる妻女にも不可能なり、第一に不動産を夫婦共有財産として所有し得るや問題なり、第二に遺言書にて其不動産に於ける自己の所有分即ち其半額を始末することを得べき乎。若し之れありとせば前章に於て述べたる所と同一ならざるべからず。第三に其所有分が遺産となる場合にも前の其れと同じ。而して婚夫が先きに死せる場合にも前と同じき結果を見ん。

三。前二章に於て市民たる配遇者の名義を以て土地を所有する時

共有財産として土地を求むるに當り。單に市民たる配遇者の名義を以て所有せしむるときは。夫婦間に於ては共有財産なるべきも。其事情を知らざる第三者に對しては共有産として見らるゝを得ず。仍て所有者が第三者に賣渡したる場合には。他の一方の配遇者は。土地が共有産なるを以て。夫婦合同にて賣渡すべきものなりと主張するを得ず。當州に於ては特別に此等の場合のために規定を設け置けり。州法 (section 3889 P. C.) に夫婦共有の不動産を何れか一方の配遇者の名義を以て所有する場合に。其消息を識らざる第三者に賣渡すときは。其讓渡は完全なる効力を有するものとせり。夫婦合同の讓渡を要せざるなり。仍て假令夫婦なりとも。一方が責任を重んぜざるときは。之を抑制するの途なし。此場合に於て外國人たる配遇者は不利益なる地位に居るなり。若し第三者が共有産なることを承知して。買收したる場合には如何。此の場合には買主は

此規定の恩惠を受くること能はざるべし。而して共有產の法律上の性質に拘束せらるべし。即ち夫婦合同の讓渡を受けざるべからず。外國人たる配遇者は其の讓渡したる土地に。自己の利益を要求することを得べし。若し買主より其配遇者は外國人なるを以て土地に利益を有することを得ずと主張するも。買主は其外國人の權利を云々する地位にあらざるべし。

此の如くにして土地を所有し居りて。名義所有者が先に死するときは。一方の生存者たる外國人の此土地に對して如何なる要求の方法ありや。唯だ信託關係を起さんとするのみならん。土地は共有の資金を以て求めたれども。名義は市民たる配遇者一人にて所持せられたるを以て。所持者は生存者のために其土地の半額を受托者として所持し居りたるなりと主張することを得べき乎。衡平裁判所は土地所有權なき外國人に。州法に反してまでも信託關係を宣し。土地を所有せしむるが如きことを爲さず。左れば生存者は土地に對しては何等の要求

權なかるべし。唯だ債權を死者の財產に對して證明するを得るのみならん。若し外國人たる配遇者が先に死去せるときは其半額即ち外國人の部分は如何に處分せらるべき乎。生存中には其所有者に對して信託關係を引き起すを得ず。然し死後に於ては財產の所有權が大なる變化を來たすにはあらざるか。著者の見解を以てすれば。死後には外國人の其土地に關係したる權利は。遺言書又は遺產の場合には。其權利を取收むる關係者に屬する故。是等相當者は生存者の所有するところの半部分に對して。信託關係を起されんことを要求するの權利あるな信ず。若し斯くの如き關係を起すことを得ざるとせば。生前不完全なる土地所有權が。死後に餘人に移りて完全となるの理なし。

如上の事件は未決の問題にして今日之を斷定し難し。判決例を得る迄は何人も正解を得能はざるべし。仍て斯くの如き婚姻よりして是等問題の起ることを思ひ。著者の見解を述べたり。

第六章

州内に存在する合衆國所有地

嘗て述べたるが。合衆國政府は。華州内に。自己の財産又は使用地として土地を所有す。之れを便宜のため區別して官用地。官有地と爲すことを得べし。

一。官用地

官用地は堡塞。軍港。公園。官廳等にして。合衆國政府は之等の土地を州より享有し。且つ州の承諾を經て合衆國政府の法域内とし。警察權及び其他の權能を使行し居れり。

二。官有地

官有地は合衆國の財産にして。人民のために方法を設けて賣下げるものとす。別に合衆國の法域内に屬するにはあらざれども。之れが賣捌方法に就きて法律

を定む。此官有地を人民に賣渡すに就き三種の方法を設け置けり。即ち宅地法、拂下法。荒地法にして。土地局を置き之等の事項を取扱はしむ。

(1)　宅　地　法

一家の長にして二拾一歲を過ぎ。合衆國市民又は合衆國市民たらんとの意志を宣言したる者は。一平方哩又は其れより以下の土地を所領することを得。以下略す (Section 2289 R. S. "Home Stead Law")。

(2)　拂　下　法

公賣にて最高入札者に一平方哩の二分の一を賣渡す (Section 2355 R. S., Sales and Disposal of Public Land)

何人にても（手續を經て）私賣により一平方哩又は其二分の一。四分の一。八分の一。拾六分の一を買ふことを得 (Section 2355 R. S. U. S.)。

公賣にて賣殘りし土地を私賣と爲す。其價は壹英加に付き壹弗貳拾五仙づゝ。

歸化權を有する者及び歸化の意志を宣言したる者は。壹英加に付き金二拾五仙を支拂ひ。六百四拾英加の土地を灌漑地と爲す目的のために享有することを得(Desert Land Section 10304 P. F. S. 1910)。

三。外國人所有權

之等の規定には市民權を要求せるもあり。然らざるもあり。左れど別に外國人の土地所有權を定むる規定に於て。外國人は合衆國政府の所有地即ち官有地に對して同政府より所有權を得ることを得ずとせり(Act of march 2, 1807. U. S. Compiled Statutes 1901, Suppl. 1909)。

日米現行條約及び新條約に依り。日本人は合衆國の版圖内に於て。土地を賃借するの權利あり。若し之等の土地を市民に貸す規則あらば。日本人も共に其權利を有するなり。之を以て其事項を調査せしに。合衆國政府が其所有地を市民

に賃借地と爲す場合は。或る保存地を經營するに必要あるを以て。僅少の土地を賃借地と爲すを許せり。即ちアアキヤンサス市温泉地。加州森林保存地。加州公園地。エロウストン公園地等にして。來觀者のために要する旅館又は温泉場其他之等に關するものを設くるに必要なる土地を五ケ年又は拾ケ年位にて貸す。此外に合衆國政府が官有地を賃貸するの規定なし。仍て華州内にある合衆國官有地に就きては。日本人が之に對する所有權は勿論。賃借地として占有することも得ざるなり。

第七章

國際條約と獲得權

一。條約の權力

國際間に一度條約の締結せられんか。兩締盟國は互に之を遵守するの義務あり。

若しも日米兩國間に。土地所有權を。條約を以て相互的と爲す場合には。米國は州の反對多きを以て。之を勵行せずして。其義務を日本國に對して免かることを得べきや。內地政治上の關係は第三者たる日本國の何ぞ關する所ならんや。勵行の義務は。米國が條約締結の對手として。日本國に負ふ所なり。事柄は甚だ普通にして述ぶる必要を見ざるが如きも。米國は政治組織の內容に於て。他の國家と大に異なるものありて。此問題は米國が內治に大關係を有す。左れば法律家。政治家等によりて之を論議せらるゝは亦奇觀にあらざるなり。

シイ。エッチ。バトラア氏は 氏の (Treaty Making Power of the U. S. Vol. I. 141) に米國の地位を述べて曰く。

各州が外國との商議を禁ぜらるゝ間は。利益を害されたる外國と直接。間接に折衝するものは合衆國政府より外にあらざるが故に。列國は條約の違反より起る一切の義務を合衆國が負ふことを主張せん。而して中央政府が條約を

勵行又は條約違反より來る損失を辨償すべく州を强制する内政權を有するや否やは。合衆國に對して苦情を有する外國の與かり知る所にあらざるも。條約より起りたる一切の外國關係及び和平は。如何なる場合たりとも。一州が全國を内訌渦中に引込ましめざらんがために。中央政府が支配せざるべからざることとは。個人的及び集合的に。合衆國に取りては重大なる事項なりと。而して合衆國が州のため外國に對して。條約違反の責を負ひ。其義務を果したる場合を擧げて。中央政府が如何に條約を重んずるかを示せり。其例には一千八百八拾四年紐育に於けるマクリイド事件。ニユヲリアンスに於ける一千八百五拾一年の西班牙人に對する一揆。一千八百九拾三年のルイジアナに於けるマフイア一揆。一千八百七拾一年のマンチイチヲ事件に合衆國がコロンビヤ共和國に爲したる要求事件等を示せり。

合衆國は。先年日本國と學童問題に就きて。條約を勵行せざるべからざる場合

に至りたりき。條約には日本人の子弟を米國の公立學校に入るを許すの規定なし。然し居住と。子弟の敎育は附屬せる事項にして。居住すれば家族あり。子弟あり。之等の者を最惠國の子弟と同じく其他の敎育機關に依り敎育を施すは。居住權の中に包含せられざるを得ず。之を以て米國政府と雖も。日本國の主張を容れざるべからず。茲に於て轉航禁止を交換問題として提出され。所謂外交的解決を得たり。

以上は合衆國が對手國として。其條約國に對して。州に起りし事件に責を負ふて始末したる例なり。日米間に土地所有權に對する條約が。相互的に結ばれて。之れが實施に當り。州が反對するも。合衆國は當然之を履行するを信じて疑はず。亦如上の例は合衆國市民が。暴力を以て。外國人を殺傷したる場合多ければ。其伸寃は中央政府の行政部に迫るより外なきなり。左れど土地所有權條約の如きは。一度有効となりしときは。各州の不動產法の一部となるものなり。

若しも州より土地を沒收するが如きことあらば。合衆國の法廷に於て條約を楯と爲し充分爭ふの途あり。何ぞ行政部に迫り國際問題と爲すの要あらんや。

二。合衆國法廷の態度

條約は締盟國に對しては。州宗權を淩駕するものなることを知る。然し之れが施行に方りて。米國の法廷は如何に之を取扱ふ乎。條約に於て權利を認められたるも。之を主張する法廷に於て認められざるときは。徒らに國際間の紛擾を來たすのみにして。識者は反て斯くの如き條約を結ばざるべし。記臆せざるべからざるは。米國の法廷は三權分立の其一にして。即ち主權の一部を運用する所にして。其範圍内に於てせらるゝことは。如何なる權力も抑制すること能はず。若しも法廷に於て此法律は此條約を廢せしものなりと。未だ其の條約が有効なるにも係はらず。判決せられたるときは。其條約は法律的に死せしなり。法廷は必ずしも條約を以て國土の最高法律と認めざるなり。條約は最高法律の

其一なり。憲法第五條第二項に曰く。

憲法及び憲法に依り制定せられたる合衆國の法律、及び合衆國の權能を以て制定せられ又は制定せらる一切の條約は、國土の最高法律と爲す。而して各州の法官は、各州の憲法又は法律中の如何なる事項が矛盾するに拘はらず之れが爲に拘束せらるべきものとす。

國土の最高法律とは憲法、合衆國法律、及び條約なり、合衆國裁判所の法官が、憲法を遵守するに於ては。何ぞ獨り條約のみを以て國土の最高法律と爲すを得んや。合衆國の法律も憲法に依つては最高法律なり。條約と合衆國法律と矛盾を來たすときは如何。今日まで法廷が採り來たりし例は。何れか後に制定したるものを有効なるものとせり。條約も上院の批准を要す。之れ他の法律の制定と性質を同うする所あり。共に立法權の制定に依る。先に制定されたる法律が。後にせられたるものと矛盾を來たす場合には。後者は前者を廢棄すと。仍て支

那人に再入國認可證を出すべき法律を合衆國政府は制定したるも。其後亦法律を以て其認可證を無効とせり。茲に於て清國と合衆國とに締結せる條約を以て之れに當れり。然れども個人權なりとして條約は何等の用も爲さゞりき。チェロキイ インヂアンとの條約に 其の種族の生產物に內國稅を課せざる事を約せり、其後合衆國の法律に因り酒類及び煙草に內國稅を課するに至れり。之を以てインヂアンは條約を主張せり。左れど後の法律は前の條約規定を廢棄すと爲し、內國稅法を是認せり (130 U. S. 581, 609; 11 Wallace 616) 斯くの如き場合に法廷は自己の立場を說明して曰く。條約が判決により廢棄に歸したる結果に對する處分は。司法の範圍にあらずして。立法。又は行政權の內にありと。之れ廷法が三權分立を守り。自己の範圍內の權能即ち法律解釋權は。立法又は行政部の干涉を受けずして。獨占のものたることを示し。而して其結果が如何に景況するも司法の權限內にあらざるを以て。其の責を負はざることを示すもの

なり。

之れ合衆國法律と條約との衝突にして。州法とにあらず。州法は憲法の規定に依れば條約と比すべきにあらず。而して土地所有權を日本人が得たる場合に於て。衝突は條約と州法なり。何れが最高法律なるや說明を要せざるなり。故に州法が債權を沒收せしときに。後に締結したる條約のために破られたり(3 Dallas 199)。條約締結前に所有したる土地の所有權を條約に依りて確定したり(7 Cranch 903)。遺產の承繼を州法に依りて禁ぜられたるも條約に依つて之を得たり(2 wheat. 256)。遺產の承繼に際し。諸威人は州法に反し合衆國市民に課するより以上の遺產承繼稅を。條約の保障に依り支拂ふを要せず(58 wash. 339; 14 Peter 353)。スウイツアランド人は一千八百五十年の條約に依り。合衆國に於て土地を所有することを得たり。而して其れを遺產として承繼する場合に。州法が外國人に之を許さゞるときは。遺產承繼者は之れを賣捌くことを得べき

規定ありたり。此の如き遺產をヴルジニア州は沒收せんとしたるも、遺產承繼者は條約に依り州法を排するを得たり（100 U. S. 483）。而してバトラア氏は氏の著書に於て論結して曰く。判例に依るときは條約締結權は、最高にして且つ州法の矛盾せるものは無効とせしことを示すと。而して州法にして是認されたるものは條約の規約に逆行せざるものゝみなりと（Treaty Making Power of The U. S. Vol. II 61 by C. H. Butler）。其外州の法廷が條約に對する態度は大概同一にして、共に條約は州法に比しては、國土の最高法律なることを認めたり（35--47 Ibid）。

州法と條約との衝突にして、殊に財產權に關するときは、尙ほ一層の効力を示すを見る。前例に於て斯くの如くなる以上は、土地所有權を相互的に條約を以て締結するも、其結果何等の煩を來たさずして、其獲得權は完全なるべしと信ず

附。日米新條約

日米新條約は締結せられたり。此時に際し條約に依りて得たる權利を研究するは必要なりと思ふ。日米兩國間の交際はペリイ提督が日本國の浦賀に來たりしより始まると。宜なり。日本國は一千八百五十八年に米國と修交條約を結び。其三條に米國人は開港地に於て。土地を賃借する權利を得たりき。其後一千八百九十四年の改正條約に依り。土地賃借權は相互的と爲れり。新條約にも此事項を止め置けり。不思議にも條約改正毎に之を條項に加へたり。米國到る處の法律は。外國人の土地を賃借するを許すなるべし。仍て餘り必要ならざる獲得權として輕視し去られんも。之れも一の利權なり。其運用に於ては亦大切なる利權と言はざるを得ず。

(1) 借地權

此借地權は日米條約には相互的なり。其字句に如何なる解釋法あるや識らざる

商業のために必要なる又は之に附屬する一切の事を行ふ權利あるものと信ず。法規に從ふは總べての法律に從ふとの意味にあらず。市民が之等のことを爲すに當り從ふべき法規を守るにありて。若し偏重的ならば何ぞ同格に之を爲すことを得んや。之れが故に家屋及び土地の賃借其他此條項に記する所の事項は。法規に遵ふに於ては。市民と同格の權利を有するなり。米國各州に於ても土地賃借は何ヶ年以上を許さずとの規定はあらざるべし。賃借地契約は法律の永久則に反かざるを以てなり。左れど無法に長期なる賃借地契約は實際出來得べき理由なきも。往々五十ヶ年位の賃借地契約を爲すことあり。日本人は條約に依り米國到る處に市民に許すほどの期間にて。土地を賃借し得るなり。華州に於ては四十五ヶ年は餘り長期にして。永代讓渡と何等異なる所なきを以て。外國人に爲したる場合には無効なりと。四十ヶ年も餘り長期ならん。三十五ヶ年も亦然ら

ん。未だ何ヶ年が。華州に於ては。外國人の賃借地契約の最長期間なるか知るべからず。日本人は條約に依り市民と同等に借地權を有す。年限の長短を云々せらるゝ故あらず。條約は國土の最高法律なり。州憲。州法は之に從はざるべからず。此点に於て新條約は日本人に重要なる權利を獲得せり。

(2) 土地所有權

日本人が土地所有權は如何。條約の第一條には借地權は明記せられあるも。土地所有權に就きては何等云々せられず。因て此條約中に土地所有權の認むべきものなき乎。若し之れありとせば。日本人が現時の狀態に徵して大なる福音と謂はざるを得ず。

既に述べたるが如く。日本人は條約第一條に依り。一般の商業に關帶し又は必要なる一切の行爲を爲すことに就き。其國の法令に遵由するに於ては。內國人民と同一の條件に依り之れが自由を享有することを得るなり。土地所有が必ず

しも商業に關帶せず又は不必要にはあらず。其農業や。土地營業や。又製造業や。鑛山事業其他の商業に直接間接に之れが關帶し且つ必要なり。斯くの如き場合に土地を所有するは即ち『一般の商業に關帶し又は必要なる一切の行爲をなすこと』(generally to do anything incident to or nessesary for trrde)をするにはあらざる乎。換言すれば。土地所有は或る商業のためには必要なる行爲なり。必らず之を爲さゞるべからず。商業が原因となりて。土地所有が之れに關帶し且つ必要となるに至るなり。

既に商業のためには土地所有を許されたりとせば。之れを所有するに當りて。市民權を要するの理由あらざるなり。左れど未だしも市民權が必要なりとさば。何れに『内國人民と同一の條件』(upon the same terms as native citiysns or subJects) なる所ありや。其國の法令に遵由するは元よりなり。併しながら。商業を爲すに當りて内國の人民より以上に法令を遵由するとの謂にあらず。内

國人が之れを爲すに當りて法令を遵守する所を標準と爲したるものなり。若し然らざれば內國人は商業のために土地を所有し得るも。日本人は之れを爲し得ざるなり。左れば日本人は商業の爲めに內國人民と同格に自由を享有したる所何れにありや。

以上は日本人土地所有權が條約には明記せられざるも。條文の意味に於て之れが餘儀なく包含するものなるを以て。著者は之を玆に論ぜり。

法律上の條約文が解釋は。合衆國側にありては。商業に關帶せる日本人土地所有權が。一度事件と爲りて米國法廷に於て爭はれ。最終に合衆國最高法院に於てせらるゝときに於て確定す。又一方には國際間の手續に依り之れが解釋を與へらるゝこともあるべし。日米兩國間の親交日に益々深きを見るときに。此問題が日本人の有利に決せらるれば。兩國間の親善は尙ほ一層にして今日の比にあらざるべし。

(3)　法人の權能使行權

條約第七條の法人に關する規定は。何等特別に得たる所なし。外國法人として。如何なる權能を母國に於て有するも。當州に於ての夫れが使行權は。一切其の寄留地の法律に服從するより外なきが如し。何等內國法人と同樣に待遇を受くるの規定なし。法人に對しては。性質上。法律取締の嚴なる餘儀なからんか。

(4)　營業權

借地及土地所有權の場合に擧げたる如く。日本人は商業を爲すに市民と同格に權利を得たり。之を以て凡そ商業目的の事項にして。市民權を要する規定あるときは。條約違反たらざるを得ず。市民權を要するに於ては。何等同格なる所あらんや。一例を擧ぐれば漁業法之れなり。(Section 5191 and 5204 R. & B. C.)に於て市民權及び歸化權なきものに漁業鑑札下附を禁止せり。判例によるときは。州の公水に於ける漁業權は州市民の共有權なりと(16 wash. 343; 24 wash.

175)。漁業權に市民權は如何なる場合にも具備せざるべからざるなり。併しながら此等の法律は條約の保障規定に反するものなり。漁業は一種の商業にして生產品の交換を目的とするにあり。若し邦人が此の條約が有効の秋に至りて此獲得權を主張せざるときは。實に長鯨を逸するの感あらん。

第八章

合衆國法律が外國人に土地所有權を許す時

一。土地法律の普及地

合衆國が外國と條約を締結するに當り。合衆國のテリトリイスと英文條約に記する場合には。合衆國の全版圖を指示するものにして。合衆國宗權の普及する所を云ふなり。之に反して內地に於て法律上の意味に合衆國といふは。各州及

びコロンビヤ地區。アラスカ及びハワイ嶋を指示し。(アリゾナ及びニユウメキシコの二テリトリイスは今は州と爲りしも同一なるを以て。各州の中に包合せり)。フリピン嶋。ポヲトリコ嶋及び其他の版圖地は。合衆國にあらず。而して合衆國と稱する部分以外の地には。憲法の保護及保障の凡べては與へられず。日本人の子がフリピン嶋に於て出生するも。憲法修正第十四條第一項に於て保障せられたる市民權を享有すること能はず。フリピン人は同嶋の市民なり。ポヲトリコ人は其處の市民なり。之れ中央政府が內地に必要あるを以て法律を以て定めたる所にして。合衆國版圖內の人民は外國に對しては。合衆國政府の保護を受け得るは勿論なれども。內地に於ては然らず。之れと同じく合衆國の土地法律は此等合衆國附屬地には普及せざるなり。

法律に合衆國と稱する中に存在するテリトリイスに中央政府の土地法律の普及するものとせざるものとあり。其自治制を認可されたるテリトリイスは。土地

法律を自ら制定して。中央議會の協賛を仰ぐ。近くはアリゾナ。ニウメキシコの如し。而して其認可を得ざるもの又は特別支配に屬するものは(アラスカ。コロンビヤ地區)。中央議會が直接に立法權を使行す。故に合衆國が法律を以て。合衆國のテリトリイスに於て外國人に土地所有を許すと爲すときは。其法律の普及する所は。アラスカ及びコロンビヤ地區を云ふ。

二。支配地に於ける外國人土地所有權

合衆國土地法律の普及するテリトリイスは中央政府が直接に支配するにより。便宜のため茲に支配地と稱せん。而して合衆國政府が之等の土地に關して。外國人の土地所有權を定むること左の如し。

(Act of March 3, 1888, Title XLVII Foreign Relation, Compiled Statutes U. S. Suppl. 1909) の第一條に外國人又は外國法人の土地所有を。合衆國の支配地に於て禁ぜり。而して遺産又は債權勵行より得たる土地は例外とし。且つ條約

によつて認められたる權利を認容せり。

第二條に二割以上の株數が外國人に依りて所有せらるゝ法人は。土地を所有することを得ずと。

第四條に外國人の所有に係る土地は合衆國政府に沒收せらるべし。

(Act of March 2, 1888 ibid) の第一條に外國使臣館及び外國使臣の住居地に必要なる土地に就き。コロンビヤ地區に於て。土地所有權を外國人に許せり。

(Act of March 2, 1897 ibid) の第一條に外國人の土地所有を禁じ。而して條約に定められたる土地所有權及び處分權を認めたり。然し此の權利は條約生存中のみと制限せり。

第二條に例外の場合を明示して曰く。此規定は合衆國に善意の居住者と爲る外國人には適用せず。而して土地を享有することを得。若し善意の居住が止みたる場合には。其時より拾ヶ年內に其土地を始末するものとす。此法律は合衆國

地内にある市町村内、又は鑛石地に、合衆國市民にあらざる者が、土地を所有することを妨げらるが如く解釋せらるべからず。

第三條に遺產、又は債權徵收の塲合を除外せり、左れど拾ヶ年内に賣捌くを要せり。

第四條に外國人に爲したる土地讓渡、又は市民に信託のために爲したる土地讓渡、又は市民に信託のために爲したる讓渡は無効にして、沒收せらるべきものとす。

第五條合衆國の撿事總長は沒收の手續を爲すべし、然し九拾日間の猶豫を以て通知すべし、若し通知することと能はざるときは土地所在地の新聞紙に通知を掲示すべし。

第六條土地代金は公賣後一ヶ年裁判所の書記の手許に保管さるべし、其後は土地所在地の國庫局に支拂ふべし。

第七條にコロンビヤ地區。又は合衆國政府の官有地に外國人の土地所有を禁ぜり。

(Act of February 23, 1905 ibid) の第一條に外國人にコロンビヤ地區に於て。合衆國支配地に於ける如く土地所有を許せり。

合衆國は。其支配地に於て。外國人に土地所有を許せり。條件は居住のみなり。所有者たる外國人にして合衆國に居住する限りは所有權あり。日本人はアラスカ地方に於て土地を求むること容易なるべし。若し居住を止むるときは。拾ヶ年間の內に賣却せざるべからず。蓋し十分なる年限なりと思惟す。若し居住し居らざる外國人が所有し居る塲合に沒收せらるゝとも。其地代金は所有者に下るにあらずや。コロンビヤ地區は小なりと雖も繁華の地なり。日本人も玆に土地を所有することを得るに至れり。

其外に於ては抵當。遺產の塲合とす。斯くの如くにして得たる土地は拾ヶ年內

に賣捌かざるべからず。然し合衆國内に居住し居る間は所有しをるも差支なからん。鑛石地に關しては外國人に所有權あることを明記しあれども。市民權なきものが果して發見者（Locator）又は索取者と爲り得べき乎。合衆國の鑛山法に依れば。斯の如き場合には市民たらざるべからずとあり。此の法律は鑛山法より後れて制定せられたるものなるが。斯くの如き場合には。後者を採用すべきものなりや否や未だ判明し難し（Morrison's Mining Right R. E. 284）。

第九章

土地所有權の獲得

一。州憲改正

（本章は若し條約か何等同胞の土地所有權を保障せざりしときに採るべき方法を専ら講じたるものなり）

外國人が華州に於て制限せられざる土地所有權を得んとさば。先づ第一に外國人土地所有權を制限したる規定を憲法より艾除せざるべからず。之れに對する方法としては。憲法の改正より外にあらざるなり。改正を爲すには多くの手順を要せり。州議會の兩院何れよりか法案を提され。三分の二以上の多數を以て兩院を通過したる後。之を次期の總選擧の際選擧者に示し。過半數以上の賛成者あるときに於て。初めて遂行せられたるものとす。

又他の方法は兩院の三分の二以上が憲法議會の召集を賛成するときは。之を選擧者に示し。而して過半數以上の賛成者あるときは。州議會は次期の議會に於て。憲法議會の召集の方法を定むるを要す。其會議員は州議會員の數より越ゆることを得ず。

後者を以て憲法を改正又は修正する場合は。餘程非常の場合ならん。前者の方法に依りて之れを改正せらるゝは間々あり。本年行はれたる婦人選擧權獲得の

ごときは。憲法改正にして。前者の方法に由りて爲されたり。遂行の如何は唯だ事項の性質に依るのみ。外國人土地所有權が人氣問題なりや。果して兩院をも通過すべきや否や。今日の形勢に見るときは容易なる業にあらざるべしと惟ふ。左れば前州議會にも此の如き法案が一度上院に提出されたるも。委員會に於て其儘に爲りしと云ふ。甚だ遺憾なれども。此の如き法案が議會に提出さるゝに至りしは喜ぶべき現象ならずとせんや。利權の回復。伸張は容易の業にあらず。唯だ熱心に之に當たる人ありて始めて成功を見るべきのみ。當州に於て外國人と見らるゝものは。唯に日本人及び支那人のみならんや。寧ろ白哲人種の外國人が多數を占むるに於てをや。憲法を改正せらるゝも。其恩惠を蒙むる者は矢張白哲人種が多數を占むるならん。排斥思想のみを以て。憲法改正の障害と思惟するは誤解のみ。

二 歸化權獲得

歸化權の獲得は日本人が米國に足跡を止めしよりの希望ならん。此事にして達せられんか。在米日本人の地位を高むること今日の比にあらざる可し。土地を自由に所持せんと欲さば。多くの塲合に於て市民權問題を先決するを要す。故に土地を所有するため歸化權を獲得するは當然の方法なり。

日本人が歸化權の有無に就きては。未だ合衆國最高法院の現行歸化法の解釋を經ざるを以て。絶体的に判明せず。之れを以て此法律に最終の解釋を得るまで合衆國最高法院に控訴するも一の方法ならずやと思惟す。苟も在米同胞の休戚に關す。費用を敢て惜しむに足らざるなり。若し敗を取るも國際間に何等の影響を及ぼす憂ひはあらざるを。

亦中央議會をして歸化法を改正せしむるも一の方法ならん。然れども法廷に於て權利を爭ふよりも此の擧に出づるの困難なるを知る。恐らくは至難中の至難ならんか。

第三は條約に依り歸化權を獲得するの途なり。果して不可能の業なるか。又は然らざるか。今日まで合衆國が此問題に就きて取れる方針を見ん。合衆國は獨逸聯邦國と一千八百六十八年に歸化條約なるものを結べり。五ヶ年間絕えず一方の國に居住する者は。歸化せし者と看做すと。(Moore's International Digest Vol. III 358)。

又た同年に白耳義と同樣の條約を締結せり。(Vol. III 407 ibid)。

瑞典及び諾威と一千八百六十九年に同問題に就き條約を結べり。少くとも五ヶ年間一方の國に居住し而して歸化せし者は其國の市民と認定すと (Vol III 408 ibid)。

一千八百七拾年に英國との條約に。何人に限らず一方の國に歸化せし者は。他の一方に於て認めらるゝものとす。と締結せり。

一千八百七拾年に墺太利匈牙利と歸化條約を締結せり。五ヶ年間の不斷住居を

以て歸化遂行とせり（Vol III 411 ibid)。

デンマアク。エクエドアとも同樣の歸化條約を結べり。（Vol. III 423 ibid)。

合衆國議會は一千九百年四月三日にハワイ嶋住民の國籍を定むる法律を設けたり。而して其れに曰く。一千八百九拾八年八月拾二日。卽ち合衆國に同嶋の宗權を正式に讓渡したる當日までに。ハワイ共和國の市民たりし者は合衆國の市民及び。ハワイ嶋領土地の市民たることを表告すと。而して亦曰く。一千八百九拾八年八月拾二日以前に。ハワイ嶋に於て出生し。又は歸化したる支那人にして其後市民權を失はざるものは。合衆國の市民たるものとす。（Vol. III 314 ibid)。

合衆國が歸化を以て條約の問題と爲したるも今日の事にあらず。歐洲諸國と締結せる動機は合衆國より起りしものなるを。合衆國は歐洲人を寧ろ歡迎したるなり。何れにもせよ吾人は之等の事實を見るときは。歸化問題も條約の事項と

なることを知れり。決して議題とすべからざる性質を帯ぶるものならず。亦布哇嶋の支那人を處分したる法律を見よ。假令ハツイ共和國は支那人に歸化權を與へたるにもせよ。合衆國の歸化法は支那人を除外せり。然るにも拘はらず合衆國市民たるべしと表白されたり。之に反してポヲトリコ及びフリピン嶋の住民は。同年四月附の法律を以て其嶋の市民たることを告知されたり。合衆國市民とはせられざりき。ハワイ嶋の支那人が如何に禮遇を得たりしかを知るに足る。歸化權問題と移民問題とは別なり。移民多ければ歸化する者も多からん。要は問題の研究なり。盡すべきの途を講ずる責任は當局者と國民とにあり。果して日本人の歸化が合衆國の國家的意志に反むくや否や。通商は益々盛んならんとする今日。萬國昵近の潮流滔々として之等狹隘なる國家的觀念を捲き去らんとするに於てをや。此問題の解決は日米の親善を永遠に强固にするものなるを。

眞に兩國の幸福を祈る者は益々之れに盡すの覺悟なかるべからず。相互に於て此問題を充分に研究したらんには。條約に之れを事項として締結するは。彼我に害を及ぼすことなく却つて兩國間に今日よりも尙ほ一層の親善を加ふる基となることを知るものあらん。

三　土地所有條約締結

歐洲諸國は條約を以て。土地所有權を合衆國に得るの必要もさまで太だしきことなからん。歐洲人は合衆國に來住し歸化することを得るが故。土地を所有する場合に於て大なる便利あり。其の自由なること東洋人の比にあらさるなり。之に反して東洋人は歸化權不認のため。土地を所有する上に於て甚だしき障害を負ふ。又之れが爲めに其發展を妨げられ。經濟上の社會地位に後れ。白晢人種と歩調を共にすることを殆んど絶望たらしむ。之れ吾人に土地所有權を收むるの必要ある所以なり。亦他の方法に依つて能はずんば。此れに依つて目的を

達せんとはするなり。

果して此問題が條約を以て解決し得べきや未決の事に屬す。然れども夫れが性質內容を見るときは。大に之に資すべきものあるを惟ふ。合衆國は先に此問題に就きて各國と條約せることあり。其例を擧ぐれば合衆國は。一千七百七拾八年に。當時未だ現今の憲法は制定せられず。聯邦條欵の下に佛蘭西と。土地所有に關する條約を締結せり。而して其條約に因るときは。兩締盟國の臣民は彼我の領土に於て。土地所有に就きては內國人と同等の權利を得たり。此條約は僅かに八ヶ年にて滿期となりき。其後一千八百五拾三年に佛蘭西人に合衆國內に於ける土地に遺產繼承權を與へたり。

獨立戰爭後即ち一千七百九拾四年に英國との條約に依り。獨立戰爭當時に英國人に依つて所有せられたる土地は。其等所有者に所有權を戾し且つ子々孫々に至るまで安全に保有せしむることを締結せり。之れにては單に當時英國人に依

つて所有されたる土地を。其後裔に遺こすまてなれば。越えて一千八百九拾九年に英國人は遺產を承繼し。若し外國人たるを以て之を承繼することを得ざる塲合には。三ヶ年内に賣捌くことを得との條約を結べり。

ハンシアチク共和國と。一千八百二拾七年に。イリノイス州に於て承繼したる遺產地の始末に就きて條約を結べり。

普魯西と壹千八百二拾年に。遺言書。贈與其外の方法にて土地を一方の人民又は臣民は。一方の領土に於て享有することを。相互的に條約を以て定めたり。

一千八百三拾八年に伊太利と。若し遺產を承繼し得ざる塲合には。賣捌きのため相當の期間を與ふべきことを條約せり。次に一千八百七拾一年に。不動產に就きては。兩締盟國は最惠國の地位にあるものとすと締結せり。

瑞典とは一千七百八拾三年に遺產の承繼に關して條約せり。然れども條約中の(good and effect)なる語は不動產を含まず。との判决を合衆國最高法院に於て

得たり。

日本と現行條約及び新條約とに土地賃借權を相互的に與へたり。

日耳曼帝國と一千八百二拾八年に土地遺產承繼に就きて條約を締結せり(Moore's International Digest Vol.IV 343)。

此外墺太利匈牙利。白耳義。ルーメニア等と土地遺產繼承に付きて條約せり(Vol. V 725 ibid)。

一千八百五拾年にスウイツアランドとの條約に土地所有權を相互的に許せり(Vol. IV 43 ibid)。

合衆國が不動產所有權を條約の事項とせしは。建國以來の事にして。歷史の久しき所今日の問題にあらざるなり。此慣例を有する合衆國に對して。相互的の土地所有權を獲得する條約締結を提起するは。別に不思議又は唐突とも思はれざるべし。亦合衆國內の法律に見るときは。全然外國人に土地所有を

禁ずる州は僅少なるべし。何れも多少の修正を加へ居るのみなり。之れに加ふるに或州は外國人に所有權を與へつゝあるにあらずや。新條約は締結されたりと雖も。之れ最後の條約にあらず。新條約の滿期を待つを要せざるなり。特別條約は何時たりとも必要ある場合は締結するも不便にあらず。唯だ時宜の如何にあるのみ。

日本帝國は將さに外國人に土地所有權を開放せんとす。此時に方りて彼我の狀態を見るに。土地所有を相互的に許すに於て。其間意見の甚だしき懸隔あるべきを見ざるなり。遠からず之が懸案となり而して條約の問題として協議せらるゝ事あるを信じて疑はず。

第十章

土地所有權と經濟問題

一、土地經濟

土地法を說くに當り。土地經濟を云々するは。他岐に亘るの恐れもあらん。左れど場合を得ざるにあらずと思ふ。法律と經濟とは相關聯して離るべからざるが故なり。土地の生產力は地味によりて定まるは論を俟たず。而して借地代又は價格の標準なり。之れに社會發達より來る富を加へざる以上は。土地は經濟の基礎として。最も單純なるものなり。然れども土地の特質は。社會發達より來たる富を自然に吸集するに在り。動かず勞せずして最も多く社會發達の富を集中す。社會の發達と共に資本。勞力の活用に必要のため。益々之に向つて需用を多からしむ。繁華なる地方に於ては。商業は單に借地代を拂ふために營みつゝあるの感あり。商業上の利潤を收むるは。資本主（賃借主）と地主とに於て孰れが大なるか。多くの場合に於て地主は資本主よりも其利純を收むること强さを信ず。之に加ふるに日々に社會發達の富を附加

しつゝありて。年一年に其附加力を增加す。單一稅說の起る蓋し玆に存するなり。

斯くの如き經濟的膨脹力を有するものが。經濟的基礎に用ゐられて。最も强固なるを見る。普通斯の如き性質を有するものは。經濟的危險を免かれず。動。反動の理は。經濟の原則にも應用して違ふ所なし。左れど此膨脹力は片時も間斷なき活動世界の要求より來たる。土地の價格は到る處騰がるとも下る事なし。米國に於ては其最も甚だしきを見る。之れ人口の增殖と社會の發達に從ひ需用の增加に起因するなり。假令一時的の澁滯あるも自然の趨勢にあらざるなり。今日米國到る處に地主の地位に在る者が。獨り安全に社會の富を土地より得つゝあるも之れが爲めなり。又土地は天然性の者たるを以て。之に社會發達の富を加ふるときは。其傾向や天產獨占業的なり。經濟上最も持久に堪ゆる性質を有す。苟くも持久の計を經濟上に建てんと欲せば。土地

經濟を忘るべからず、

二。利權の價値

法律の利權の性質に就きては。種々なる議論もあるべしと雖も。實際に介して見るときは一の利得なり。凡そ權利に方て物質的價値を有せざるはなし、土地所有權の如きも財產權中の最も價値を有するものならん、所有主が使用するに當りては、萬般の日的のために使用して惜む所なし、一種の商品としは賣買せられ。若しも所有主が自己の意志を土地と共に繼續せんと欲せば。信託關係を創起し。子孫のため或は事業のために遺す事を得べし。或は贈與として。贈受者の將來を慮るを得べく。遺言書を以て自己の血族其他記臆すべき者に對して生前親愛の情を表するを得。遺產としては血族に傳へ。永遠に系統より他に移ることなからしむ。所有主が意志を或る條件の下に長く傳へんと欲し。果たさゞれば還歸するの目的を以て。土地に未來の利得を起し置く事を得べし。凡そ

如何なる特權又は認許を土地に對して與ふるも。權利使用に對する報酬は得可きなり。土地に負擔を生ぜしむる時は。抵當となりて債務を起す、賃借地としては。占有權を與へて之れに對する借地代を得。

此等の利權は土地所有權より生ず。而して此等が如何程の價値を有するかは。其場合に因ると雖も。土地所有權は少なくとも永久的の性質を有す。利權は所有者の意志の存する處なりと云はば。土地所有權は所有者が永遠の意志を保有するものなり。財產所有者の意志を永久に傳へんと欲せば土地に勝さりたる財產はなからん。玆に於て永遠の經濟意志あり。亦國家的意志あり。今日の事を慮るは常道なり。又は子孫の繁榮を慮るも常道なり。此積極的意志あつて國家は集合的に國民の意志を達し得べし。

結論

外國人即ち日本人が當州に於ける土地所有權を探究し來りて。將に筆を擱かんとす。日本人は果して其の所有權なきや。今は之を決斷するに最も適當なる場合に到着したるを覺ゆ。

一。直接及び信託讓渡の場合には。州憲法の規定に依り外國人は土地所有權なし。左れど此規定は英法の原則を以て解釋せらるゝが故に。州に對して所有權の効力なきのみ。個人間に於ては市民の所有權と何等異なる所なし。州と雖も手續を要せずしては沒收する事を得ず。仍て此場合に日本は外人國人として單に州より廢滅せらるべき所有權を有す（Defeasible ownership)。

二。抵當。遺産の場合及び鑛石地には。日本人は州憲の除外則に依り。廢滅せられざる所有權を有す（Indefeasible ownership)。然し遺言書の場合は未だ

判明せず。

三。鑛物の存在する土地及び之を開發するに必要なる土地に付きては。日本人は廢滅せられ可からざる所有權あり。

四。會社としては。株過半數則を適用せられざる者は所有權あり。又た此則を適用せらるべき會社にても第一及び第二の場合（遺產の場合を除き）の所有權を有す。

五。商業に關帶するに於ては。州法の如何に拘はらず。日米新條約に依り土地所有權ありと信ず。之れ著者の見解なるを以て法廷及び國際間の解釋を俟つ。

六。土地に關係ある利權としては借地權なり。條約に依り保障せられ。州所有地及び市民所有地を。市民に許す程の期間を以て賃借する權利あり。

七。米國出產の日本人の小供の土地所有權は。皆市民としての事なるを以て其所有權を有するは論を要せざるなり。

八。合衆國テリトリース即ち支配地に於ける日本人土地所有權は。唯居住年限を條件として完全無缺なり。

如上の結果を見るときは條約に依る所有權を未決としても。尙ほ今日確定したる華州日本人の土地所有權は。Defeasible と Indefeasible との二種なり。可滅及び不滅所有權とも云ふ可き乎、一は英法の原則を踏襲し。他は州憲の其除外則より來る。之れを以て華州に於て日本人は全然土地所有權なしと云ふは誤まれり。

若し日本國の現狀に鑑み。大和民族の發展を思ひ。狹隘なる思想に拘束せられず眼を世界の大活劇場に注ぎ。生存競爭の趨勢益々劇しきを悟るの心あらば。遠大の志望を起し。而して土着するの覺悟なかる可らず。昔は水草を追ふ者ありき。今は社會の浪を逐ふ者あり。共に原始時代の生活たるの譏を免かれず。何ぞ權利のある所は宜敷探究して。若し之れありとせば充分に利用して經濟上

の發達を許らざる。又吾人が幸福を之れに依りて企圖せざる。北米の天地。沃野千里。天然の恩惠五大洲に絶出す。大和民族が海外に於て千古不朽の事業を遺さんと希望せば。此地を措きて他に擇ぶ所の青山あらざるなり。



華州日本人土地所有權（終）

訂正

一千九百七年度制定法律により。米國婦人は外國人との婚姻により夫の國籍を享有するものとすとの。規則を設けられたり如斯場合には。米國婦人は法律上外國人と變化するものなるを以て。當州に於ては。土地所有權も他の外國人と同一の範圍内にあらざるを得ず。依て玆に訂正す。(U.S.Compiled Statute, Supple. 1909, sec. 2000, Act of March 2, 1907, c. 2534, sec. 3.)。

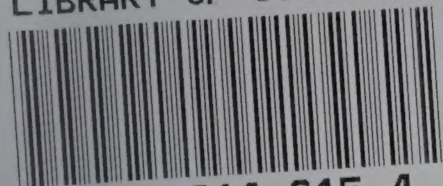
頁	行	誤植	訂正	頁	行	誤植	訂正
二十二	十二	續	積。	二十二	五	權	憲。
二十八	四	量	高。	七十七	八	他	地。
七十八	六	介	价。	七十七	十一	布	市。

明治四十五年二月發行

定價金壹弗

北米合衆國華州シアトル市南第七街二〇七
發行者　中村好太郎

同　シアトル市ワシントン街六一六
印刷所　寄田印刷所
電話エル二六七一





【寄田印刷所印行】